

# 官報

号外 昭和二十二年十月十九日

○第一回 衆議院会議録 第四十七号

昭和二十二年十月十八日(土曜日)

午後二時二十二分開議

議事日程 第四十六号

昭和二十二年十月十八日(土曜日)

午後二時開議

第一 会期延長の件

第二 農業協同組合法案(内閣提出)

第三 農業協同組合法の制定に伴う農業團体の整理等に関する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 諸般の報告をさせます。

〔参考朗読〕  
去る十六日委員会に付託された議案は次の通りであります。

〔参考朗読〕  
商業委員会に付託された議案は次の通りであります。

〔参考朗読〕  
内閣提出、参議院送付、財團法人理化學研究所に関する措置に関する法律案

〔参考朗読〕  
去る十五日委員会に付託された議案は次の通りであります。

〔参考朗読〕  
内閣提出、参議院送付、財團法人理化學研究所に関する措置に関する法律案

〔参考朗読〕  
去る十五日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

〔参考朗読〕  
去る十五日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

〔参考朗読〕  
去る十五日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

〔参考朗読〕  
去る十五日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

〔参考朗読〕  
去る十五日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

〔参考朗読〕  
去る十五日參議院から受領した内閣提出、参議院送付、財團法人理化學研究所に関する措置に関する法律案

〔参考朗読〕  
去る十五日參議院から受領した内閣提出、参議院送付、財團法人理化學研究所に関する措置に関する法律案

閣提出案は次の通りである。

財團法人理化學研究所に関する措置に関する法律案

提出案は次の通りである。

昭和二十二年度一般会計予算補正

(第四号)

昭和二十二年度特別会計予算補正

(特第一号)

政府職員に対する一時手当支給に

関する法律案

〔参考朗読〕  
國家公務員法案

國家公務員法の規定が適用せられ

るまでの官吏の任免等に関する法律案

〔参考朗読〕  
内閣提出、参議院送付、財團法人理化學研究所に関する措置に関する法律案

〔参考朗読〕  
去る十五日次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

〔参考朗読〕  
国家賠償法案

〔参考朗読〕  
内閣提出案において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

〔参考朗読〕  
道路交通事故総合法

〔参考朗読〕  
去る十六日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

〔参考朗読〕  
国家公務員法案

〔参考朗読〕  
国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案

〔参考朗読〕  
去る十六日参議院において、本院

○議長(松岡駒吉君) これより会議を開きます。

第一 会期延長の件

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、会期延長の件についてお詫びいたしま

す。今回の会期は明後二十日をもつて終了することになりますが、各

常任委員長の意見を聴き、議院運営委員会にも詰つた上、参議院議長と協議

の結果、来る二十一日より十一月二十九日まで四十日間会期を延長したいと思

います。この議長の発議に対し、発言の通告があります。これを許します。

〔参考朗読〕  
西村久之君

○西村久之君 私は、この機会におきまして、日本自由党を代表いたしま

して、政府の提案措置に対し警告を發

しますとともに、ただいま議長の発議に

なる会期延長の件に対し、討論をいた

ます。(拍手)さにもかかわりませず、

九月二十七日には内務省関係の三法律案を撤回し、今までここに重ねて補正

でなければならぬと信ずるものであり

ます。(拍手)さにもかかわりませず、

通りであります。ところが、日ならず九月十九日に至りまして、さうに本年度一般会計予算補正第二号議案を議会に提出、議長は審議の促進をはかるため、即日該案を予算委員会に付託して審査を求められたのであります。これまた撤回する運命に迫られ、ここに重ねて撤回の意思表示をなすに至つたのであります。

そもそも、新憲法第七十二條に内閣総理大臣に提案権を認め、及び第七十

三條に内閣に予算編成、予算の提出権を認めてありますするゆえんのものを詳

らかに考慮いたしますならば、その提

出にあたつて、いかに慎重を期せなけ

ればならぬか、その重要性はおのずか

ら明確であるのであります。いずれの

政府を問いません、議案及び予算案の

提出を國会になすにあたりましては万

全を期すべきであり、一旦提出の曉に

提出案件の通過成立に対して死

守すべきは提案者たる政府の重大責任

競合いではなく、確固不動の信念のも

とに、提出案件の通過成立に対して死

守すべきは提案者たる政府の重大責任

でなければならぬと信ずるものであり

ます。(拍手)さにもかかわりませず、

九月二十七日には内務省関係の三法律案を撤回し、今までここに重ねて補正

でなければならぬと信ずるものであり



- 一 組合員の貯金の受入  
二 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給又は共同利用施設の設置  
三 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設  
四 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理又は農業水利施設の設置若しくは管理
- 五 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理又は農業水利施設の設置若しくは管理
- 六 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販賣
- 七 農村工業に関する施設
- 八 農業上の災害又はその他の災害の共済に関する施設
- 九 農村の生活及び文化の改善に関する施設
- 十 農業技術及び組合事業に関する組合員の知識の向上を図るために組合員に対する教育並びに組合員に対する一般的な情報の提供に関する施設
- 十一 組合員の經濟的地位の改善のための團体協約の締結
- 十二 前各号の事業に附帯する事業

- (以下非出資組合といふ。)は、前項の規定にかかるわらず、同項第一号及び第二号の事業を併せて行うことができない。
- 組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設を利用させることができる。但し、事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、当該事業年度における組合員の事業の利用分量の総額の五分の一を超えてはならない。

農業協同組合連合会は、第一項の事業の外、会員たる組合員の指導及び連絡に関する事業を行うことのできる。

第一項第一号及び第二号の事業を行ふ組合連合会は、同項の規定にかかるわらず、これを併せ行う農業協同組合連合会は、同項の規定にかかるわらず、これらが事業に附帯する事業の外他の事業を行なうことができない。

前項の農業協同組合連合会は、会員のために手形を割り引き、若しくは定款で定める金融機関に対して会員の負担する債務を保証し、又は当該金融機関の委託を受けてその債権を取り立てることができること。

出資組合の組合員の責任は、第十七條の規定による経費の負担の外、その出資額を限度とする。

組合員は、出資の拂込について相殺を以て出資組合に對抗することができる。

第十一條 前條第一項第一号の團体協約は、書面を以てすることに因つて、その効力を生ずる。

組合員の締結する契約でその内容が前項の團体協約の定める規準に違反するものについては、その規準に違反する契約の部分は、これをその規準によって契約したものとみなす。

第三章 組合員 第十二條 農業協同組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款で定めるものとする。

一 農民

二 前号に掲げる者の外、農業協同組合の地区内に住所を有する者で当該組合の施設を利用する者で相当とするもの

第三章 組合員 第十五條 非出資組合の組合員の責任は、第十七條の規定による。

組合員は、持分を共有することはできない。

組合員は、前項の経費の支拂に對して相殺を以て組合に對抗することができない。

組合員は、前項の経費の支拂に對して相殺を以て組合に對抗することができない。

組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

組合員は、定款の定めるとおりにより、一年を越えない期間を限り、組合員が當該組合の施設の一部を専ら利用すべき旨の契約を組合員と締結することができる。

第十九條 組合は、定款の定めるとおりにより、一年を越えない期間を限り、組合員が當該組合の施設の一部を専ら利用すべき旨の契約を組合員と締結することができる。

第二十條 組合員たる資格を有する者は組合に加入しようとするときには、組合は、正當な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に入つてはならない。

前項の持分は、脱退した事業年度の終における當該出資組合の財産によつてこれを定める。

第二十一條 組合員は、六十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

前項の予告期間は、定款でこれと定めること。

第二十二条 組合員は、左の事由に因つて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

除名は、左の各号の一に該当する組合員につき、總会の議決によりこれをすることができる。但し、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これを以てその組合員に対抗することができない。

一 聞期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

二 出資の拂込、経費の支拂その他組合に對する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める行為をした組合員

第二十三條 出資組合の組合員は、脱退したときは、定款の定めるとおりにより、その持分の全部又は一部の拂戻を請求することができる。

前項の持分は、脱退した事業年度の終における當該出資組合の財産によつてこれを定める。

第二十四條 持分を計算するにあたり、出資組合の財産を以てその債務を完済するに足りないときは、當該出資組合は、定款の定めるとおりにより、脱退した組合員に対する負担に勝手な場合欠額

の拂込を請求することができる。

第二十五条 前二條の規定による請求権は、脱退の時から二年間これを行わないときは、時効に因つて消滅する。

第二十六条 脱退した組合員が出資組合に対する債務を完済するまで、出資組合は、その持分の拂戻しを停止することができる。

第二十七条 出資組合の組合員は、定款の定めるところにより、その出资口数を減少することができる。

前項の場合には、第二十三條乃至第二十五條の規定を準用する。

#### 第四章 管理

第二十八条 組合の定款には、左の事項を記載しなければならない。

但し、非出資組合の定款には、第六号、第八号及び第九号の事項を記載しなくてもよい。

#### 一 事業

#### 二 名称

#### 三 地区

#### 四 事務所の所在地

#### 五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定

#### 六 出資一口の金額及びその拂込の方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度

#### 七 経費の分担に関する規定

#### 八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

#### 九 地下室金の額及びその積立の方法

#### 十 役員の定数、職務の分担及び選舉に関する規定

#### 十一 事業年度

#### 十二 公告の方法

組合の定款には、前項の事項の外、組合の存立時期を定めたときは、その時期を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその價格並びにこれに対して與える出資口数を記載しなければならない。

行政廳は、模範定款例を定めることができる。

第一十九條 左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、これを規約で定めることができる。

第二十九條 左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、これを規約で定めることができる。

第三十条 組合は、総代会に関する規定及び監事を置く。

第三十一条 理事は、監事又は組合の使用人と、監事は、理事又は組合の使用人と相兼ねてはならない。

第三十二条 理事は、監事又は組合の使用人と、監事が、組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

第三十三条 組合が理事と契約するときは、監事が、組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

第三十四条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

第三十五条 組合員（准組合員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、総会を招集しなければならない。

第三十六条 理事の職務を行う者が、あつたときは、組合は、総会の会員から七日前までに、役員に対し、その書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならぬ。

第三十七条 組合の組合員に対する通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所に宛てることを以て足りる。

前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかるらず、創立総会において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかるらず、創立総会に於て定める期間とする。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

おいて定める期間とする。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

は設立の同意を申し出た組合の組合員でなければならない。

合員を除く。の五分の一以上の請

求の期間とする。

設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかるらず、創立総会に於て定める期間とする。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

おいて定める期間とする。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかるらず、創立総会に於て定める期間とする。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所に宛てることを以て足りる。

組合員及び組合の債権者は、前項に掲げる書類の閲覽を求めることができる。

第一項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

組合員及び組合の債権者は、前項に掲げる書類の閲覽を求めることができる。

第一項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

参考には、商法第三十九條第一項第三項及び第三十九條乃至第四十二條並びに非訟事件手続法第七十二條乃至第一百七十四條の規定

を準用する。

第四十三條 組合員（准組合員を除く。）は、総組合員（准組合員を除く。）の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参考又は会計主任の解任を請求することができない。

前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してこれをしなければならない。

第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参考又は会計主任の解任の可否を決しない。

参考は、前項の可否を決する日から七日前までに、当該参考又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、且つ、弁明する機会を與えなければならない。

第四十四條 左の事項は、総会の議定を経なければならぬ。

一 定款の変更

二 規約の設定、変更及び廃止

三 每事業年度の事業計画の設定及び変更

四 経費の賦課及び徴収の方法

五 貸付金の利率の最高限度

六 農業協同組合連合会が一會員のためにする手形の割引金額の最高限度

七 事業報告書、財産目録、貸借対照表、剩余金処分案及び損失処理案

定款の変更は、行政廳の認可を受ければ、その効力を生じない。

前項の認可については、第六十一条及び第六十二條の規定を準用する。

第四十五條 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定ある場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

議長は、総会においてこれを選任する。

議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

第四十六條 左の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 組合の解散及び合併

三 組合員の除名

第四十七條 総会には、民法第六十四條及び第六十六條の規定を準用する。この場合において、第六十

四條中「第六十二條」とあるのは、「農業協同組合法第三十七條第三項」と読み替えるものとする。

第四十八條 千人以上の組合員（准組合員を除く。）を有する組合は、一定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

総代は、組合員（准組合員を除く。）でなければならない。

総代の定数は、少くとも二百人

以上でなければならない。

総代には、第三十條第三項乃至第五項の規定を準用する。

総代会には、総会に関する規定を準用する。但し、総代会においては定款の変更、解散及び合併の決議をすることができない。

第四十九條 出資組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

出資組合は、前項の期間内に債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、貯金者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

第五十条 債権者が前條第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

第五十一條 出資組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剩余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

第五十二條 出資組合は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

総代は、組合員（准組合員を除く。）でなければならない。

総代の定数は、少くとも三百人

以上でなければならない。

第一項の準備金は、損失の墳補に充てる場合を除いては、これを取り崩してはならない。

出資組合は、第十條第一項第十一号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剩余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

第五十三条 出資組合は、定款の定めるところにより、年五分を超えない範囲内において、拂い込んだ出資の拂込に應じてこれをし、なお剩余があるときは、組合員の事業の利用分量の割合に應じてこれをしなければならない。

第五十四条 出資組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的とする拂込を終るまでは、組合員に配当する剩余金をその拂込に充てることができる。

第五十五条 農業協同組合を設立するには、十五人以上の農民が、農業協同組合連合会を設立するに必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならぬ。

第五十六条 発起人は、予め組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する目論見書を作り、一定の期間前までにこれを設立準備会

の日時及び場所とともに公表して、設立準備会を開かなければならぬ。

前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

第五十七条 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に当たるべき者（以下定款作成委員といふ）を選任し、且つ、地区、組合員たる資格その他の定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

定款作成委員は、農業協同組合にあつては五十人以上、農業協同組合連合会にあつては二人以上でなければならぬ。

設立準備会の議事は、出席した農民又は組合の過半数の同意を以てこれを決する。

第五十八条 定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は、一定の期間前までにこれを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならぬ。

前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他の設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならぬ。

創立総会においては、前項の定款を修正することができます。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者その会日までに発起人に對し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その

議決権の三分の二以上でこれを決する。

前項の申出をした者は、書面又は代理人を以て議決権を行ふことができる。

創立総会については、第六十條第一項第三項乃至第五項及び民法第六十六條の規定を準用する。

第五十九條 発起人は、創立総会終了の後遅くなく、定款及び事業計画を行政廳に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

発起人は、行政廳の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

第六十條 行政廳は、前條第一項の申請があつたときは、設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政廳の処分に違反する場合を除いては、その申請に係る同項の認可をしなければならない。

第六十一條 第五十九條第一項の申請があつたときは、行政廳は、申請を受理した日から二箇月以内に発起人に對し、認可又は不認可の通知を發しなければならない。

行政廳が前項の期間内に同項の通知を發しなかつたときは、その期間満了の日に第五十九條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、行政廳に對し、認可に關する説明をすべきことを請求することができる。

行政廳は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

発起人が不認可の取消を求める訴を提起した場合において、裁判判決の三分の二以上でこれを決しないければならない。

第六十一條の規定を準用する。

第一項の事由に因る外、農業協同組合法案外一件

所がその取消の判決をしたときは、その判決確定の日に第五十九條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

第六十二條 第五十九條第一項の認可があつたときは、発起人は、遅くなくその事務を理事に引き渡さなければならぬ。

出資組合の理事は、前項の規定により引渡を受けたときは、遅くなく出資の第一回の拂込をさせなければならない。

現物出資者は、第一回の拂込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記、登録その他権利の設定又は移轉を以て第三者に対抗するため必要な行為は、組合設立の後にこれをすることを妨げない。

第六十三條 組合は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることに因つて成立する。

第六十四條 組合は、左の事由に因つて解散する。

第六十五條 第二項の規定によること

第六十六條 合併に因つて組合を設立するには、各組合の総会において組合員（准組合員及び法人たる組合員を除く。）又は会員たる組合員の中から選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

前項の規定による役員の選任は、組合員（准組合員及び法人たる組合員を除き、組合員の組合員又はその組合員で法人でないものを含む。）の中から、これをしてしなければならない。

解散の認可は、行政廳の認可を受けるなければならない。その効力を生じない。

第六十一條 第二項の規定によること

第六十七條 組合の合併は、合併後

同組合は、組合員（准組合員を除く。）が十五人未満になつたことによりつて、農業協同組合連合会は、准組合員を除く。が一人になつたことに因つて解散する。

組合は、前項の規定により解散したときは、逕帶なくその旨を行なつたことに因つて解散する。

第六十八條 合併後存続する組合又は合併に因つて設立した組合は、合併に因つて消滅した組合の権利義務を承む。これを継続する。

第六十九條 組合が解散したときは、合併及び破産に因る解散の場合を除いては、理事か、その清算人となる。但し、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

第六十條 組合の合併には、第四十九條及び第五十條の規定を準用する。

第六十一條の規定を準用する。

第六十二條 組合の合併には、第四十九條及び第五十條の規定を準用する。

第六十三條 組合は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をする。

第六十四條 組合は、左の事由に因つて解散する。

第六十五條 第二項の規定によること

第六十六條 合併に因つて組合を設立するには、各組合の総会において組合員（准組合員及び法人たる組合員を除く。）又は会員たる組合員の中から選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

前項の規定による役員の選任は、組合員（准組合員及び法人たる組合員を除き、組合員の組合員又はその組合員で法人でないものを含む。）の中から、これをしてしなければならない。

解散の認可は、行政廳の認可を受けるなければならない。その効力を生じない。

第六十一條 第二項の規定によること

第六十七條 組合の合併は、合併後

存続する組合又は合併に因つて設立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第七十九條に規定する登記をすることに因つてその効力を生ずる。

第六十八條 合併後存続する組合又は合併に因つて設立した組合は、合併に因つて消滅した組合の権利義務（当該組合がその行う事業に關し、行政廳の許可、認可その他の处分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

第六十九條 組合が解散したときは、合併及び破産に因る解散の場合を除いては、理事か、その清算人となる。但し、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

第七十条 組合の合併には、第四十九條及び第五十條の規定を準用する。

第六十一條の規定を準用する。

第六十二條 組合の合併には、第四十九條及び第五十條の規定を準用する。

第六十三條 組合は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をする。

第六十四條 組合は、左の事由に因つて解散する。

第六十五條 第二項の規定によること

第六十六條 合併に因つて組合を設立するには、各組合の総会において組合員（准組合員及び法人たる組合員を除く。）又は会員たる組合員の中から選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

前項の規定による役員の選任は、組合員（准組合員及び法人たる組合員を除き、組合員の組合員又はその組合員で法人でないものを含む。）の中から、これをしてしなければならない。

解散の認可は、行政廳の認可を受けるなければならない。その効力を生じない。

第六十一條 第二項の規定によること

第六十七條 組合の合併は、合併後

三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二、第三十九條第三項、第三十六條中「前條」とあるのは、「農業協同組合法第六十九條」と読み替えるものとする。

三十七條ノ二、第三十五條ノ二、第三十九條第三項、第三十六條中「前條」とあるのは、「農業協同組合法第六十九條」と読み替えるものとする。

所の所在地においては二週間以内に從たる事務所を設けたことを登記し、その從たる事務所の所在地においては三週間以内に前條第一項の事項を登記し、他の從たる事務所の所在地においては同期間内にその從たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

主たる事務所又は從たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内においてあらたに從たる事務所を設けたときは、その從たる事務所を設けたことを登記することを以て足りる。

第七十六条 組合が主たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては二週間以内に移轉の登記をして新所在地においては三週間以内に第七十四条第二項の事項を登記し、從たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては三週間に以内に移轉の登記をして、新所在地においては四週間に以内に同項の事項を登記をしなければならない。

同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は從たる事務所を移轉したときは、その移轉の登記をすることを以て足りる。

第七十七条 第七十四條第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間に以内に、從たる事務所の所在地においては三週間に以内に変更を生じたときは、主たる事務所の総口数及び拂い込んだ出資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により事業年度終了後主た

る事務所の所在地においては四週間以内に、從たる事務所の所在地においては五週間以内にこれをす

ることができる。

第七十八条 組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければなら

い。

第七十九條 組合が合併をしたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については変更の登記、合併に因つて消滅する組合については解散の登記、合併に因つて設立した組合については第七十四条第二項に規定する登記をしなければならない。

第八十条 清算人は、その就職の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

前項の登記には、第七十七条第一項の規定を準用する。

第八十一条 組合の清算が終了したときは、清算結了の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に清算結了の登記をしなければならない。

第八十二条 組合の登記について

は、その事務所の所在地を管轄する登記所とする。

各登記所は、農業協同組合登記簿及び農業協同組合連合会登記簿を備える。

第八十三条 組合の設立の登記は、役員の全員の申請に因つてこれをする。

前項の登記の申請書には、定款並びに出資の総口数及び出資第一回の拠出のあつたことを証する書面及び役員たることを証する書面を添附しなければならない。

第八十四条 組合が合併をしたときの申請書には、前項に掲げる書面の外、第六十五条第四項において定用する第四十九條の規定による公告及び催告をしたこと、若し更に登記、合併に因つて消滅する組合については解散の登記、合併に因つて設立した組合については第七十四条第二項に規定する登記をしなければならない。

前項の登記の申請書には、定款並びに出資の総口数及び出資第一回の拠出のあつたことを証する書面及び役員たることを証する書面を添附しなければならない。

第八十五条 組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第七十四条第二項の事項の変更の登記は、理事又は清算人の申請に因つてこれをする。

前項の登記には、第七十七条第一項による登記は、理事の申請に因つてこれをする。

第八十六条 第七十四条第三項の規定による登記は、理事の申請に因つてこれをする。

第八十七条 第七十九條の規定による解散の登記は、合併に因つて消滅した組合の理事の申請に因つてこれをする。

前項の場合には、第八十三条第三項及び前條第二項の規定を準用する。

第八十八条 第八十條第一項の規定による登記の申請書には、理事が資格を証する書面を添附しなければならない。

第八十九條 第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第九十条 第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第九十一条 登記した事項は、非訟事件手続法第四十一條乃至第一百五十一條ノ六及び第一百五十四条乃至第一百五十七條の規定を準用する。

第九十二条 組合の登記には、非訟

事件手続法第四十一條乃至第一百

五十一條ノ六及び第一百五十四條乃至第一百五十七條の規定を準用する。

第九十三条 行政廳は、組合に法令

による解説の登記は、合併に因つて消

滅した組合の理事の申請に因つてこれをする。

前項の場合には、第八十三条第三項及び前條第二項の規定を準用する。

第九十四条 組合員が総組合員の十

分の一以上の同意を得て、組合の

業務又は会計が法令、法令に基

てする行政廳の処分又は定款若し

くは規約に違反する疑があること

を理由として検査を請求したとき

は、行政廳は、当該組合の業務又は会

計の状況を検査しなければなら

ない。

第九十五条 行政廳は、前條の規定

による公告及び催告をしたこ

と、若し異議を述べた債権者があ

るときは、これに対し、弁済し、

若しくは担保を供し、又は信託を

したことを証する書面を添附しな

ければならない。

第八十六条 第七十八条の規定によ

る組合の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて、清算人の

申請に因つてこれをする。

前項の登記の申請書には、解散

の事由を証する書面を添附しなけ

ればならない。

第八十七条 第七十九條の規定によ

る解散の登記は、合併に因つて消

滅した組合の理事の申請に因つてこれをする。

前項の場合には、第八十三条第三項及び前條第二項の規定を準用する。

第八十八条 第八十條第一項の規定による登記の申請書には、理事が

資格を証する書面を添附しなければならない。

第八十九條 第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第九十条 第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第九十一条 登記すべき事項で行政廳

の認可を要するものは、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。但し、第六十一條第一項及び第四項の場合には、認可書の期間を起算する証明書の到達した時から登記の期間を起算する。

第九十二条 登記した事項は、司法事務局において運帶なくこれを公

告しなければならない。

第九十三条 行政廳は、組合の登記には、非訟

事件手続法第四十一條乃至第一百

五十一條ノ六及び第一百五十四條乃至第一百五十七條の規定を準用する。

第九十四条 組合員が総組合員の十

分の一以上の同意を得て、組合の

業務又は会計が法令、法令に基

てする行政廳の処分又は定款若し

くは規約に違反する疑があること

を理由として検査を請求したとき

は、行政廳は、当該組合の業務又は会

計の状況を検査しなければなら

ない。

第九十五条 行政廳は、前條の規定

による公告及び催告をしたこ

と、若し異議を述べた債権者があ

るときは、これに対し、弁済し、

若しくは担保を供し、又は信託を

したことを証する書面を添附しな

ければならない。

第八十六条 第七十八条の規定によ

る組合の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて、清算人の

申請に因つてこれをする。

前項の登記の申請書には、解散

の事由を証する書面を添附しなけ

ればならない。

第八十七条 第七十九條の規定によ

る解散の登記は、合併に因つて消

滅した組合の理事の申請に因つてこれをする。

前項の場合には、第八十三条第三項及び前條第二項の規定を準用する。

第八十八条 第八十條第一項の規定による登記の申請書には、理事が

資格を証する書面を添附しなければならない。

第八十九條 第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第九十条 第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第九十一条 登記すべき事項で行政廳

の認可を要するものは、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。但し、第六十一條第一項及び第四項の場合には、認可書の期間を起算する証明書の到達した時から登記の期間を起算する。

第九十二条 登記した事項は、司法事務局において運帶なくこれを公

告しなければならない。

第九十三条 行政廳は、組合の登記には、非訟

事件手続法第四十一條乃至第一百

五十一條ノ六及び第一百五十四條乃至第一百五十七條の規定を準用する。

第九十四条 組合員が総組合員の十

分の一以上の同意を得て、組合の

業務又は会計が法令、法令に基

てする行政廳の処分又は定款若し

くは規約に違反する疑があること

を理由として検査を請求したとき

は、行政廳は、当該組合の業務又は会

計の状況を検査しなければなら

ない。

第九十五条 行政廳は、前條の規定

による公告及び催告をしたこ

と、若し異議を述べた債権者があ

るときは、これに対し、弁済し、

若しくは担保を供し、又は信託を

したことを証する書面を添附しな

ければならない。

第八十六条 第七十八条の規定によ

る組合の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて、清算人の

申請に因つてこれをする。

前項の登記の申請書には、解散

の事由を証する書面を添附しなければ

ならない。

第八十七条 第七十九條の規定によ

る解散の登記は、合併に因つて消

滅した組合の理事の申請に因つてこれをする。

前項の場合には、第八十三条第三項及び前條第二項の規定を準用する。

第八十八条 第八十條第一項の規定による登記の申請書には、理事が

資格を証する書面を添附しなければならない。

第八十九條 第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第九十条 第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第九十一条 登記すべき事項で行政廳

の認可を要するものは、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。但し、第六十一條第一項及び第四項の場合には、認可書の期間を起算する証明書の到達した時から登記の期間を起算する。

第九十二条 登記した事項は、司法事務局において運帶なくこれを公

告しなければならない。

第九十三条 行政廳は、組合の登記には、非訟

事件手続法第四十一條乃至第一百

五十一條ノ六及び第一百五十四條乃至第一百五十七條の規定を準用する。

による検査を行つた場合において、当該組合の業務又は会計が法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反すると認めるときは、当該組合に対し、必要な措置を採るべき旨を命ぜることができる。

組合が第十條に規定する以外の事業を行つたときは、行政廳は、当該組合の解散を命ずることができる。

事業を行つたときは、行政廳は、当該組合の解散を命ずることができる。

組合が第十條に規定する以外の事業を行つたときは、行政廳は、当該組合の解散を命ずることができる。

組合員が組合員の十分の一以上の同意を得て、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは當選決定の日から一箇月以内に、その議決又は選挙若しくは當選の取消を請求した場合において、行政廳は、その違反の事実があると認めるときは、当該決議又は選挙若しくは當選を取り消すことができる。

第九十七条 行政廳は、第十九條第一項の規定による契約の内容が公益に違反すると認めるときは、当該契約を取り消すことができる。

第九十八条 この法律中行政廳と組合の役員又は清算人は、これを一万円以下の過料に処する。

第九十九条 第二項の規定に違反したときは、行員者を罰する外、その組合に対して同項の罰金刑を科す。

第一百條 左の場合には、組合の役員又は清算人は、これを一万円以下の過料に処する。

第一百一十条に規定する以外の事業

を営んだとき。

二 第十九條第二項の規定に違反したとき。

三 第二十條の規定に違反したとき。

四 第三十二条の規定に違反したとき。

前項の規定による主務大臣の権限の一部は、これを都道府県知事又は特別市の市長に委任することができる。

## 第九章 則則

第九十九條 組合の役員が如何なる名義を以てするを問はず、組合の事業の範囲外において貸付をし、機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者には、情状に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第一項の規定は、刑法は正体がある場合には、これを適用しない。

第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第三十九條第一項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第四十條第四項又は第四十三條第四項の規定に違反したとき。

第五十條若しくは第五十一條

八 第四十九條若しくは第五十條

九 第五十一條又は第五十二條の規定に違反したとき。

十 第五十四条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十一 第六十四條第五項の規定に違反したとき。

十二 第七十條又は第七十二條に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十三 第七十一條の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十四 民法第七十九條又は同法第八十一条に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

## 五 第三十四条、第三十五条又は第三十六条の規定に違反したとき。

第三十六条の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第三十九條第一項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第四十條第四項又は第四十三條第四項の規定に違反したとき。

第五十條若しくは第五十一條

八 第四十九條若しくは第五十條

九 第五十一條又は第五十二條の規定に違反したとき。

十 第五十四条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十一 第六十四條第五項の規定に違反したとき。

十二 第七十條又は第七十二條に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十三 第七十一條の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十四 民法第七十九條又は同法第八十一条に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

き。

十六 民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十七 この法律の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

第百二條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第百三條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第百四條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第百五條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第百六條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第百七條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第百八條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第百九條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第百十條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第百十一條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第百十二條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第百十三條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第百十四條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第百十五條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第百十六條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第百十七條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第百十八條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第百十九條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第二十條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第二十一條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第二十二條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第二十三條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第二十四條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第二十五條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第二十六條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第二十七條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第二十八條 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第三十一条第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

けると次の通りである。

(一) 先づ本法に謂う農業とは、耕作、養畜又は蚕糸の業務であるが、耕作の範疇に加えていることは、特に注目を要する点である。

(二) 次に、農業協同組合の本質は、その行う事業を通じ組合員のため最大の奉仕をするにあつて、單なる官能機関でないことが明確にされている。この事実に関連して、農業協同組合は、所得税、法人税又は營業税を免除される。

(三) 組合の行いうる事業として信託、購買、販賣、利用、生産、農村文化事業等が列挙されているが、特に農業協同組合が農業生産協同体であるという趣旨に鑑み、生産に関する各種の事業を強力に遂行することを強調し、土地の開発、水利の管理、農作業の協同化に関する施設、農村工芸等の事業対象を具体的に掲げている点は、本法案の重要な特色の一つである。

(四) 次に、農業協同組合は農民の團体であることを鮮明にし、決議機関及び執行機關においても農民の主体性を尊重し、理事の定数はその四分の三が農民たるべきこと等が規定されている。

農業協同組合法の実施がわが國農業をめぐる在り方に対する影響を述べる反面、組合の設立、組合員の加入脱退に関しては、手続上の制限を除き、原則として自由開放の主義を採っている。

農業協同組合法の実施がわが國農業の各章より成り、附則を除き全文百二箇條である。その主要な特色を挙げると特徴的である。

案は、農民の協同組織の発達を促進し、もつて農業生産力の増進と農民の経済的・社会的地位の向上をはかり、併せて國民經濟の發展を期する上において進歩的意義を有し、時宜に適するものと認めるが、その運用において農民の期待に沿うべく万端遺なきを期するため、各党各派の意見を勘査した附帯決議を附し、附則に關しては政令に委ねていた法律施行期日はこれを法律で定めるべきものとの建議から、別紙の如く修正すべきものと議決しただいである。右報告する。

昭和二十二年十月十八日

農林委員長 野・薄・勝

衆議院議員長岡駒吉殿

附帯決議

一、農業協同組合事業に關連のある食糧管理法、酪農業調整法、馬四法その他許可認可を要する関係法は、農業協同組合事業の發展助長のため速かにこれを改廢すること。

二、農業協同組合事業の達成を圖るため、金融の自主的確立に關し充分なる措置を講ずること。

三、農業協同組合事業の達成を圖るために、技術員制度を確立し、併せて研究機關を設立すること。

四、森林組合、漁業組合等農山漁村に対する協同組合組織の確立に關し速かに法的措置を講ずること。

五、政府は養蚕、畜産等農業の各種の健全なる発達を図るため、本法施行に當り特に育成の措置を講ずること。

六、同一地区内に二つ以上の同種組合が設立される場合は、組合員の

## 二重加入を認めざる措置を講ずること。

七、農業会資産処分禁止については、農業監督をなし、遺憾なきを期すること。

八、農業團体解散に當りその資産の分配については、組合員の意志を尊重し、合理的且つ能率本位にそるべきこと。

九、農業会解散に伴う農業会職員の処置に關し適當なる措置を講すべきこと。

十、公職追放令該當者たりし者は、農業協同組合の役員に就任しないよう措置を講ずること。

十一、競決権行使する代理人は組合員たるべきこと。

十二、政府は農業協同組合の設立育成に關し積極的な援助を行うこと。

十三、農業協同組合法の運営上、加工場の新設、運搬業の開始等他官廳の許可を要する事項が多いから、主旨處は本法運営上支障を來さないよう責任を負うこと。

十四、非出資組合に対しても、出資組合と同様に、課稅しないこと。

十五、第四十條第一項の締会は、准組合員を除く組合員の半数以上が出席しなければこれを開けぬよう措置を講すること。

〔別紙〕  
(小字は修正)

農業協同組合法案の一部を次のように修正する。

附 則

この法律施行期日は、(公布の日から一箇月以内に)これを定める。

農業協同組合法の制定に伴う農業團体の整理等に関する法律案

## 第一條 農業團体法及び蚕糸業組合法

法は、これを廢止する。

この法律施行の際現に存する市町村農業会、都道府縣農業会及び全國農業会(以下農業團体と総称する)並びに生糸輸出業組合及び蚕糸実行組合については、前項に掲げる法律は、この法律施行後でもなおその効力を有する。

前項の農業團体、生糸輸出業組合及び蚕糸実行組合でこの法律施行の日から八箇月を超過した時に現に存するもの(清算中のものを除く)は、その時に解散する。

前項の規定施行前に農業團体の行政處は、必要があると認めるときは、何時でも第二項の農業團体又は蚕糸実行組合に対して解散する。

前項の規定施行前に農業團体の組合は、当該命令に因つて解散する。

る解散の議決及び第三項、第四項又は第六項の規定による解散に因る清算の結果を農業團体に速かにさせることに關し責任があるものとする。

第二條 農業團体は、行政處の認可を受けなければ、その資産を処分してはならない。但し、通常の業務として行う処分は、この限りでない。

前項の規定施行前に農業團体の行政處は、必要があると認めるときは、何時でも第二項の農業團体又は蚕糸実行組合に対して解散する。

前項の規定施行前に農業團体の組合は、当該命令に因つて解散する。

## 第三條 農業協同組合及び農業團体

は、農業協同組合又は農業團体組合連合会に、その施設を利用させることができる。

各會員に平等にその持分に應じてこれをしなければならない。

第五條 市町村農業会の会員たる者の持分の総額のうち、当該市町村農業会の会員たるもの持分の総額の占める割合に據じて当該農業團体の分割を請求することができる。

前項の場合には、市町村農業会の財産は、当該市町村農業会の会員の持分の総額のうち、当該市町村農業会の会員たるもの持分の総額の占める割合に據じて当該農業團体の分割を請求することができる。

前項の場合における市町村農業会の地位及び持分その他の前二項の規定施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第六條 市町村農業会の会員たる者の持分の区分の消滅しないものについては、第三項の規定を適用しない。

前項の農業團体は、同項の区分の消滅があつたときは、逕接なく解散の議決をしなければならぬ。

前項の農業團体は、同項の規定に違反してその資産を処分したときは、その行為をして農業團体の代表者又は代理人、使用人その他の從業者は、これを三年以下の懲役又は一ヶ月以下の罰金に處する。

前項の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第三條 農業協同組合及び農業團体組合連合会は、農業團体の会員と

これと同一の一方の申請に因り、当事者の意見を聽き、当該市町村農業会に對し、譲渡の條件を定めてその譲渡又は債務の引受けに関する協議を求めることができる。

前項の場合において協議が調わないとときは、行政處は、当事者又はその一方の申請に因り、当事者の意見を聽き、当該市町村農業会に對し、譲渡の條件を定めてその譲渡又は債務の引受けに関する協議を求めることができる。

前項の場合において協議が調わないとときは、行政處は、当事者又はその一方の申請に因り、当事者の意見を聽き、当該市町村農業会に對し、譲渡の條件を定めてその譲渡又は債務の引受けに関する協議を求めることができる。

前項の場合において協議が調わないとときは、行政處は、当事者又はその一方の申請に因り、当事者の意見を聽き、当該市町村農業会に對し、譲渡の條件を定めてその譲渡又は債務の引受けに関する協議を求めることができる。

前項の場合において協議が調わないとときは、行政處は、当事者又はその一方の申請に因り、当事者の意見を聽き、当該市町村農業会に對し、譲渡の條件を定めてその譲渡又は債務の引受けに関する協議を求めることができる。

前項の場合において協議が調わないとときは、行政處は、当事者又はその一方の申請に因り、当事者の意見を聽き、当該市町村農業会に對し、譲渡の條件を定めてその譲渡又は債務の引受けに関する協議を求めることができる。

前項の場合において協議が調わないとときは、行政處は、当事者又はその一方の申請に因り、当事者の意見を聽き、当該市町村農業会に對し、譲渡の條件を定めてその譲渡又は債務の引受けに関する協議を求めることができる。

前項の規定により市町村農業会の譲渡する資産の額の当該市町村農業会の資産の総額に対する割合は、当該市町村農業会の会員の持分の総額のうち、当該市町村農業会の会員で当該農業協同組合の組合員たるもの持分の額の占める割合を超えてはならない。

第一項の規定による認可又は第二項の規定による命令の取消又は変更を求める訴は、当該認可又は命令を受けた日から一箇月を経過したときは、これを提起することができる。

第二項乃至前項に規定するもの外、第一項の規定施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第七條 命令で定める農業協同組合連合会は、行政廳の認可を受けて、都道府県農業会又は全國農業会に対し、その資産の譲渡又は債務の引受けに関する協議を求めることができる。

第八條 この法律施行の際現に存する農業團体は、この法律施行後二箇月以内に総会を招集しなければならない。

前項の総会の招集は、少くとも会日から十日前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を公告してこれをしなければならない。第一項の総会は、会員の三分の二以上の出席がなければ、職務を開き、議決をすることができない。

行政廳は、第一項の農業團体の理事又は清算人に対し、前項に規定する会員の出席を得るために必要な措置を探るべきことを命ずることができる。

第一項の総会の招集があつた場合において、第三項に規定する会員の出席がないときは、農業團体は、第一項の期間経過後でも、第三項に規定する会員の出席があるまで総会を招集しなければならない。この場合には、第二項乃至前項の規定を準用する。

前項の規定は、第一條第三項、第四項及び第六項の規定の適用を妨げない。

第九條 前條第一項の農業團体の理事又は清算人は、同項又は同條第五項の総会の会日から一週間前までに事業報告書及び財産目録を監事又は清算人は、同項又は同條第五項の総会の会日から一週間前までに事業報告書及び財産目録を監事に提出し、且つ、その総会に監事の意見書とともにこれらの書類を提出してその承認を求めなければならない。

前項の理事又は清算人は、同項の総会において、農業協同組合法及びこの法律に関する詳細な報告を提出する場合において、その取扱いを承認する場合は、不動産又は船舶の登記税の額は、不動産又は船舶の價格の千分の四とする。但し、登記税法により算出した登記税の額がこの法律により算出した税額より少いときは、その額による。

農業協同組合が農業実行組合又は農業実行組合から不動産に関する権利を承認する場合において、その取得につき登記を受けるときは、その登記税の額は、不動産又は船舶の價格の千分の四とする。但し、登記税法により算出した登記税の額がこの法律により算出した税額より少いときは、その額による。

前項の場合において、農林中央金庫は、金融機関再建整備法第十一條第一項若しくは第二項の規定により、政令で定める金融に関する事業を譲り渡す場合には、同法第四十二条第一項の規定にかかる新勘定及び旧勘定の区分に従事する場合において、その取扱いを承認する場合は、不動産又は船舶の登記税の額は、不動産又は船舶の價格の千分の四とする。但し、登記税法により算出した登記税の額がこの法律により算出した税額より少いときは、その額による。

第一項の総会においては、資産処理委員会の委員を選任しなければならない。

前項の委員の定数は、五人乃至九人とし、少くともその四分の三に規定する農民でなければならない。

第一項の総会は、会員の三分の二以上の出席がなければ、職務を開き、議決をすることができない。

第一項の農業團体の理事又は清算人は、第五條の規定による財産算入は、第五條の規定による財産

の分割並びに第六條又は第七條の規定による資産の譲渡（第六條第二項及びその準用規定の場合にあつては、行政廳に述べるべき意見）及び債務の引受けについては、資産処理委員会の意見を聽き、これに従わなければならぬ。但し、総会の決議に違反することができない。

第一條第五項の規定により市町村農業会の財産のうち農業協同組合連合会が第五條、第六條又は第七條の規定により農業團体か當該市町村農業会の損金にこれを算入しない。

第十一條 農業協同組合又は農業協同組合連合会が第五條、第六條又は第七條の規定により農業團体か當該市町村農業会の損金にこれを算入しない。

第十二條 農業協同組合第一項の規定にかかる新勘定及び旧勘定の区分消滅前ににおける農林中央金庫をその譲り受け方として選ぶことができる。

前項の場合において、農林中央金庫は、金融機関再建整備法第四十二条第一項若しくは第二項の規定により、政令で定める金融に関する事業を譲り渡す場合には、同法第四十二条第一項の規定にかかる新勘定及び旧勘定の区分に従事する場合は、不動産又は船舶の登記税の額は、不動産又は船舶の價格の千分の四とする。但し、登記税法により算出した登記税の額がこの法律により算出した税額より少いときは、その額による。

第一項の総会においては、資産処理委員会の委員を選任しなければならない。

前項の農業團体の理事又は清算人は、第五條の規定による財産算入は、第五條の規定による財産

は、前項の期間内は、これを同項の者に適用しない。

第十三條 農業協同組合及び農業協同組合連合会は、金融機関再建整備法第二十六條第二項、第四十条第一項又は第四十一條第一項若しくは第二項の規定の適用に関する事項は、これをこれらに適用する。

第一項又は第四十一條第一項若しくは第二項の規定により、政令で定める金融に関する事業を譲り渡す場合には、同法第四十二条第一項の規定にかかる新勘定及び旧勘定の区分に従事する場合は、不動産又は船舶の登記税の額は、不動産又は船舶の價格の千分の四とする。但し、登記税法により算出した登記税の額がこの法律により算出した税額より少いときは、その額による。

前項の場合において、農林中央金庫は、金融機関再建整備法第四十二条第一項若しくは第二項の規定により、政令で定める金融に関する事業を譲り渡す場合には、同法第四十二条第一項の規定にかかる新勘定及び旧勘定の区分に従事する場合は、不動産又は船舶の登記税の額は、不動産又は船舶の價格の千分の四とする。但し、登記税法により算出した登記税の額がこの法律により算出した税額より少いときは、その額による。

第一項の総会においては、資産処理委員会の委員を選任しなければならない。

前項の場合において、農林中央金庫は、金融機関再建整備法第四十二条第一項若しくは第二項の規定により、政令で定める金融に関する事業を譲り渡す場合には、同法第四十二条第一項の規定にかかる新勘定及び旧勘定の区分に従事する場合は、不動産又は船舶の登記税の額は、不動産又は船舶の價格の千分の四とする。但し、登記税法により算出した登記税の額がこの法律により算出した税額より少いときは、その額による。

第一項の総会においては、資産処理委員会の委員を選任しなければならない。

前項の農業團体の理事又は清算人は、第五條の規定による財産算入は、第五條の規定による財産

について、改正前の農業組合法中農事実行組合に関する規定は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

前項の農事実行組合について、定を準用する。

第十五條 印紙税法の一部を次のように改正する。

第四條第一項第一号中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合会」に改める。

第五條第六号中「市町村農業會」を「農業協同組合」に、同條第九号中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合会」に改める。

第六條第一項第一号中「馬匹組合聯合會」を「馬匹組合聯合會」に改める。

第十六條 牧野法の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「又ハ馬匹組合聯合會」を「馬匹組合聯合會」に改める。

第九條及び第二十五條中「馬匹組合聯合會」を「馬匹組合聯合會」に改める。

第十九條第一項中「若ハ馬匹組合聯合會」を「馬匹組合聯合會」に改める。

第十七條 種録税法の一部を次のように改正する。

第二十七條中「若ハ馬匹組合聯合會」を「馬匹組合聯合會」に改める。

第十九條第七号中「農業團體」を「農業團體連合會」に改める。

第十九條第七号中「農業團體連合會」に改める。

改正前の産業組合法第十條ノ三の規定により設立され、この法律施行の際現にその名称中に農業協同組合又は農業協同組合連合会なる文字を用いている者は、同法施行後三箇月以内に、その名称を変更しなければならない。



定は、公布の日から、これを施行する。

農業協同組合法の制定に伴う農業團体の整理等に関する法律案（内閣提出）に關する報告書

### 一、議案の要旨

本法案は農業協同組合法の制定に伴い、從來の農業会、農事実行組合、春蚕実行組合等の解体を行うに必要な手続を定めたものであつて、附則を除き、全文四十箇條よりなつてゐる。

本法案の要点は次の二点にある。

まず、從來の農業團体等は協同組合法施行後八箇月以内に解散しなければならない。

次に、農業團体は行政廳の認可なしに、勝手にその資産処分を行うことが禁ぜられると同時に一定の手続を経てこれを新しい農業協同組合に引継がねばならない。

### 二、議案の修正議決理由

農業協同組合の健全な成長を期待するためには旧性格の農業團体を完全に解体し、その解体した農業團体の資産を新しく結成される農業協同組合に引継がしめることは、当然の措置である。本法案はそれがための手続規定であつて、農業協同組合法案の関連法案として当然制定せらるべきものと認めるが、附則については政令に委ねていた法律施行期日はこれを法律で定めるべきものとの建前から、別紙の如く修正すべきものと議決したしだいである。

右報告する。

昭和二十二年十月十八日  
農林委員長 野添 謙

〔別紙〕 (小字は修正)  
農業協同組合法の制定に伴う農業團体の整理等に関する法律案の一部を次のように修正する。

### 附 則

この法律施行の期日は、公報の日から一箇月以内に定める。但し、第二條の規定は、公布の日からこれを施行する。

〔野添謙君登壇〕

○野添謙君 大だいま議題になりまし

た農業協同組合法案及び農業協同組合の制定に伴う農業團体の整理等に関する法律案に關し、報告をいたしたいと

思います。農林委員会に付託になりま

した農業協同組合法案及び農業協同組合の制定に伴う農業團体の整理等に關する法律案に關し、一括その審議経

過及び結果の概要を報告いたします。

まず第一に、政府提案の理由を説明

いたします。政府は、わが國の農業生産力の発展を制約していたところ

の農地制度に重要な改革を加え、もつ

て耕作農民の解放に着手したのであ

りますが、この際さらにこれを推進

する目的をもつて、現行農業團体制度

を根本的に刷新し、農民の自主的な農業生産力の発展を促進するための農業團体の確立助長をはかる必要を認めます。次に、本法が規定する農業と耕作、養畜または春蚕並びに製糖の業務等であります。

第二章においては、農業協同組合の運営を實現するための組織的基礎を明らかにしております。

次に第四章においては、定款、規約、役職員、総会、総代会、剩余金の処分等が規定せられております。本章

における重要規定について説明いたしまして、決議機関及び執行機關の民主的原則が明らかにされてることであります。なかんずく理事については、その定数の四分の三以上は農民たるべきことが定められており、役員の任期は原則として一年であります。但し、

その要點は、まず第一に、從来の農業團体等は協同組合法施行後八箇月以内に解散しなければならないのであります。第二に、農業團体は行政廳の

認可なしに勝手にその資産を処分する

こととが禁ぜられると同時に、所定の手続を経て、これを新しい協同組合に引

り、任期中でも改選されるのであります。剩余金の処分については一定の制限が行われ、年五分を超えない範囲で拂込出資額に應じて配当が行われ、な

を認めるものであります。以上の理由に基いて、農村の生産、流通、信用等の各方面において根本的な刷新改善をはかり、進んでは農民の努力により新生面を開き、もつて國民經濟の確立を期さんとするのが、本法案提出の主要な理由であります。

以下、両法案の内容及び特色の概要について説明申し上げます。本法案は九章より成り、附則を除きまして全文二百二箇條より成つております。

まず第一章総則において、農業協同組合法の本質を規定し、組合は、その行う事業によってその組員のために最大の奉仕をする目的とし、營利を目的として事業を行つてはならぬことを明らかにし、冒頭において組合の非営利性を強調しているのであります。從つて、農業協同組合は所得を無くして、本法案の重要な特徴です。すなち、総則第九條第一項において、「みずから農業を営み又は農業に從事する個人」をもつて農民とすることが規定されており、從来の農村において、非農民的要素が指導的勢力を把握し、農業の生産過程における共同化を開始せしめていた原因を排除していく必要があります。

組合法案の本質を規定し、組合は、その行う事業によってその組員のために最大の奉仕をする目的とし、營利を目的として事業を行つてはならぬことを明らかにし、冒頭において組合の非営利性を強調しているのであります。從つて、農業協同組合は所得を無くして、本法案の重要な特徴です。すなち、総則第九條第一項において、「みずから農業を営み又は農業に從事する個人」をもつて農民とすることが規定されており、從来の農村において、非農民的要素が指導的勢力を把握し、農業の生産過程における共同化を開始せしめていた原因を排除していく必要があります。

組合法案の本質を規定し、組合は、その行う事業によってその組員のために最大の奉仕をする目的とし、營利を目的として事業を行つてはならぬことを明らかにし、冒頭において組合の非営利性を強調しているのであります。從つて、農業協同組合は所得を無くして、本法案の重要な特徴です。すなち、総則第九條第一項において、「みずから農業を営み又は農業に從事する個人」をもつて農民とすることが規定されており、從来の農村において、非農民的要素が指導的勢力を把握し、農業の生産過程における共同化を開始せしめていた原因を排除していく必要があります。

組合法案の本質を規定し、組合は、その行う事業によってその組員のために最大の奉仕をする目的とし、營利を目的として事業を行つてはならぬことを明らかにし、冒頭において組合の非営利性を強調しているのであります。從つて、農業協同組合は所得を無くして、本法案の重要な特徴です。すなち、総則第九條第一項において、「みずから農業を営み又は農業に從事する個人」をもつて農民とすることが規定されており、從来の農村において、非農民的要素が指導的勢力を把握し、農業の生産過程における共同化を開始せしめていた原因を排除していく必要があります。

組合法案の本質を規定し、組合は、その行う事業によってその組員のために最大の奉仕をする目的とし、營利を目的として事業を行つてはならぬことを明らかにし、冒頭において組合の非営利性を強調しているのであります。從つて、農業協同組合は所得を無くして、本法案の重要な特徴です。すなち、総則第九條第一項において、「みずから農業を営み又は農業に從事する個人」をもつて農民とすることが規定されており、從来の農村において、非農民的要素が指導的勢力を把握し、農業の生産過程における共同化を開始せしめていた原因を排除していく必要があります。

組合法案の本質を規定し、組合は、その行う事業によってその組員のために最大の奉仕をする目的とし、營利を目的として事業を行つてはならぬことを明らかにし、冒頭において組合の非営利性を強調しているのであります。從つて、農業協同組合は所得を無くして、本法案の重要な特徴です。すなち、総則第九條第一項において、「みずから農業を営み又は農業に從事する個人」をもつて農民とすることが規定されており、從来の農村において、非農民的要素が指導的勢力を把握し、農業の生産過程における共同化を開始せしめていた原因を排除していく必要があります。

組合法案の本質を規定し、組合は、その行う事業によってその組員のために最大の奉仕をする目的とし、營利を目的として事業を行つてはならぬことを明らかにし、冒頭において組合の非営利性を強調しているのであります。從つて、農業協同組合は所得を無くして、本法案の重要な特徴です。すなち、総則第九條第一項において、「みずから農業を営み又は農業に從事する個人」をもつて農民とすることが規定されており、從来の農村において、非農民的要素が指導的勢力を把握し、農業の生産過程における共同化を開始せしめていた原因を排除していく必要があります。

組合法案の本質を規定し、組合は、その行う事業によってその組員のために最大の奉仕をする目的とし、營利を目的として事業を行つてはならぬことを明らかにし、冒頭において組合の非営利性を強調しているのであります。從つて、農業協同組合は所得を無くして、本法案の重要な特徴です。すなち、総則第九條第一項において、「みずから農業を営み又は農業に從事する個人」をもつて農民とすることが規定されており、從来の農村において、非農民的要素が指導的勢力を把握し、農業の生産過程における共同化を開始せしめていた原因を排除していく必要があります。

であります。さて農業協同組合法の実施が、わが國農業経営の改革に決定的影響を與える事実に鑑み、農林委員会は、八月九日本法案が付託せられた後、前後七回にわたる委員会、四回にわたる理事会を開催し、慎重審議を遂げたのであります。とりわけ原案第九條第三項の、農民が行う新炭生産の業務は、この法律適用については、これを農業とみなす、この件について委員の論議が活潑に行われ、また原案に対する賛否相半ばする請願及び陳情を受理したのであります。以下、本案との関連事項並びに細部の点に關し、政府委員との間に行われた質疑應答のおもなるものを御紹介申し上げたいと思ひます。

委員の質疑の第一点として、政府は本法律案と至大の關係をもつ第三次農地改革を断行する意思ありや否や、ありとすればその時期いかん。これに対する政府側答弁は、第三次農地改革はぜひ断行したい、但し、そし時期は第二次農地改革の終了次第着手したい。

質疑第二として、農地改革に対する政府今後の農政の方向いかん。これに対する政府側の答弁は、当面小作地を開放し、完全なる自作農創設をねらいとし、土地國有を考慮していない。質疑の第三として、政府は農民の基本的人権法ともいべき農民組合法を制定する意思ありや否や。これに対する政府側の答弁は、將來法律として出したい。

質疑の第四として、農業協同組合の役員は公職とみなすや否や、かつ非民主的役員の就任が行われた場合の処置いかん。これに対し政府の答弁は、刑

組合の趣旨に反する役員の就任は自當されたい。

質疑の第五として、農業協同組合通合会に金融事業を分離した理由いかん。これに対し政府の答弁は、生産を行なう連合会に金融を行わしむることは、各種の弊害を起すのでこれを禁止した。金融は生産と直結する建設をとつたものである。

質疑第六といたしまして、農業協同組合が全國的に統一された場合、私的独占禁止法に抵觸のおそれなきや否や。右に対する答弁は、農業協同組合が一部の者の利益に齎断されない限り抵觸しない。

質疑第七といたしまして、農業会解散に伴い、その所有する各種公債等の欠損に対し、政府はこれを補償する意思ありや否や。これに対する答弁として、政府は、これを再建築法により新旧勘定にわけ、國庫において補償すると言明せられました。

質疑第八といたしまして、農業会解散に伴い、その手数料はどう引継げるかどうか。その手数料はどう肥料取扱指定人として農業会の業務を引継げるかどうか。これに対する答弁は、農業会業務として行う肥料取扱指定は承継される。手数料については、組合が免稅されているので考慮の余地がある。衣料登録の指定は特殊の扱いとしてこれを認めたい。

質疑第九といたしまして、農業協同組合法が成立した場合、開発營團の関係も、農業協同組合を組織してやるよう指導していく。

質疑第十といたしまして、農業協同組合の事業として、農村工業を初め

國の關係も、農業協同組合を組織してやるよう指導していく。

質疑第十一といたしまして、農業会解散に伴い、中金を改組して大きな金融については、中金を改組して大きな融資はいかに考えているか。これに対する答弁は、國庫において補償するかどうか。これに対する政府の答弁は、農業会業務として行う肥料取扱指定は承継される。手数料については、組合が免稅されているので考慮の余地がある。衣料登録の指定は特殊の扱いとしてこれを認めたい。

質疑第十二といたしまして、農業会解散に伴う人員整理、財産処分をどうするか。右に対し、農業会解散に伴う人員について、農業会解散に伴う人員について、可及的にこれを食糧調整委員会、作物報告事務所等に吸収したい。

質疑第十三といたしまして、農業会解散に伴う財産処分の根據については、原則として帳簿價格を基準とする。但し、帳簿

や否や。これに対する答弁は、中金を改組して大きな融資については、中金を改組して大きな融資はいかに考えているか。これに対する答弁は、國庫において補償するかどうか。これに対する政府の答弁は、農業会業務として行う肥料取扱指定は承継される。手数料については、組合が免稅されているので考慮の余地がある。衣料登録の指定は特殊の扱いとしてこれを認めたい。

質疑第十四として、農業会解散に伴う人員整理、財産処分をどうするか。右に対し、農業会解散に伴う人員について、可及的にこれを食糧調整委員会、作物報告事務所等に吸収したい。

質疑第十五として、農業会解散に伴う財産処分が行われる危険があり、これを防止するため、二十一年八月一日現在に遡及する意思ありや否や。政府の答弁は、八月一日附省令で財産処分を禁止を加えたが、不当事実があれば、断乎これを取締る方針である。

質疑第十六として、本法によれば、組合設立にあたり認可が必要としているが、本法制定の趣旨に鑑み、届け出主義を妥当とするがいかん。これに対する答弁は、農業会その他の組合の事業に承継されるや否や。これに対する政府の答弁は、農業会で經營する澱粉加工場は当然承継される、但し業者の經營するものなどは、能率等を考慮して処置したいが、可及的にこれらを農業協同組合に承継していくべきである。質疑の第十七として、第九條によれば、新炭生産を農業とみなしているが、森林の総合対策遂行にあたり、当然除くべきが至当と思われるが、この点いかん。政府の答弁は、農民の行う新炭生産は、今日の農家経済よりもして、當然農業のうちに含まれるという答弁がありました。

質疑の第十八として、協同組合に農業と附した理由いかん。右に対して政府は、常識できめたものであると答弁。

質疑の第十九として、農業協同組合設立と重大なる関連を有する日本の農政いかん。且つ農業恐慌対策いかんといふ質問に対し、政府の答弁は、主食を第一とし、これに関連する蛋白、脂肪等の総合食糧政策をねらいとし、農業統計を基礎とし、五箇年計画を樹立し、生産に全力を傾倒したい。農業恐慌については、二、三年後には到来しない。

以上、質疑應答のおもなるものをあげたのであります。

まず社会党を代表して大島義晴委員より、本案は農村の民主化、農業の再建にとつてきわめて重大であり、協同組合主義の觀点より、その成立に賛成を表するものである、しかしながら、十數項目にわたる附帶決議に対し、十分に留意し、農業協同組合の健全なる発達に万端なきを期するよう

特に政府に強く希望するものである、と賛成されたのであります。

次に、自由党を代表し小川原政信委員より、次のとき修正意見が提出されたのであります。すなはち、第九條

第三項を「みずから前項に掲げたる業務を営み、又はこれに從事する者が副業として薪炭を生産する場合は、その

業務（これに附隨する業務を含む）に

ついては、この法律を適用することが

できる。」と修正すること。右修正案

に対し賛否を請いましたところ、少數

をもつて否決されたのであります。

次に日本農民党は、農業協同組合法案第一條に、農民の團結権を保障する

條項を挿入すること、第十條第五項、農業協同組合連合会における金融事業

分離を定める條項を削除すること、第

五十九條、農業協同組合設立に対する

許可主義を廃止すること等につ

いて、修正意見を提出されたのであり

ますが、少數意見として否決されるに

至つたのであります。

かくして、各派共同提案の附帯決議案、附則に関する修正案は、満場一致

をもつて可決せられましたが、両法案附則修正に関して、関係方面的考慮を要する

長において要點のみを朗読されたいと  
いうことで、これを朗読いたしました。  
最後に、両法律案に対する農業委員  
会決定の附帯決議並びに修正箇所につ  
いて朗読いたします。

附帯決議

一、農業協同組合事業に関する規定の  
会決定の附帯決議並びに修正箇所につ  
いて朗読いたします。

二、農業協同組合事業の発展助長  
法其の他許可を要する関係法

は、農業協同組合事業の発展助長  
のため速やかにこれを改定する

二、「農業協同組合事業の達成を図る  
ため、金融の自主的確立に関し充  
分なる措置を講ずること。

三、農業協同組合事業の達成を図る  
ため、技術管理制度を確立し併せ  
て研究機関を設立すること。

四、森林組合、漁業組合等農山漁村  
に対する協同組合組織の確立に関  
し速やかに法的措置を講ずること。

五、政府は養蚕、畜産等農業の各種  
種の健全なる発展を図るために本法  
施行に当たり特に育成の措置を講ず  
ること。

六、同一地区内に二つ以上の同種組  
合が設立される場合は、組合員の  
二重加入を認めざる措置を講ずる  
こと。

七、農業会資産処分禁止について  
は、嚴嵩監督をなし、遺憾なきを期  
すこと。

八、農業團体解散に當り、その資産  
の分譲については、組合員の意志  
を尊重し、合理的且つ能率本位に

その处分の途を講ずること。

九、農業会解に伴う農業会職員の  
処置に関する措置を講ずること。

十、公職追放令該当者たりし者は、  
合員たるべきこと。

十一、議決権を行使する代理人は組  
合員たるべきこと。

十二、政府は農業協同組合の設立育  
成に關し積極的な援助を行ふこ  
と。

十三、農業協同組合法の運営上、加  
工場の新設、運搬業の開始等其他官  
廳の許可を要する事項が多いか  
ら、主官廳は本法運営上支障を來  
さないよう責任を負うこと。

十四、非出資組合に対しても、出資  
組合と同様に課税しないこと。

十五、第四十條第一項の繪会は、准  
組合員を除く組合員の半数以上  
が出席しなければこれを開けぬよ  
う措置を講ずること。

修正案

一、「農業協同組合法案」の附則は次  
の如く改める。  
「この法律施行の期日は、政令でこ  
れを定める。」

とあると、「この法律施行の期日  
は、公布の日から一箇月以内に政  
令でこれを定める。」に修正。

二、「農業協同組合法の制定に伴う  
農業團体の整理等に関する法律  
案」の附則は、「この法律施行の期定  
めを定める。但し、第二條の規定  
は、公布の日から、これを施行す  
る。」とあると、「この法律施行の

期日は、公布の日から一箇月以内  
に政令でこれを定める。但し、第  
二條の規定は、公布の日から、こ  
れを施行する。」に修正。

以上をもつて、両法律案に関する經過  
の概要の御報告を終る次第でございま  
す。（拍手）

○議長（松岡義吉君） 討論の通告があ  
ります。順次これを許します。北二郎  
君。

〔北二郎君登壇〕

○北二郎君 私は、日本農民党を代表  
いたしまして、本法律案に反対の意見を  
申し上げる次第でござります。さきに  
農林委員会におきまして本法律案審議  
中、「二、三点について修正案を提出い  
たしましたが、不幸にしてこれを否決  
されたのであります。従つて吾人は、  
この根本問題が解決するにあらずん  
ば、殘念ながら本法律案に反対するもの  
であります。御承知のこと、農林委員  
会の中には、社会、民主、國旗、自由、  
各政党の大半の農民の代表と称する  
人々がおられるようですが、わ  
が党の修正案に対し賛成する委員がた  
だ一人もなかつたといふことは、ほ  
なはだ吾人の遺憾とするところであり  
ます。

農民党といたしましては、本案をつ  
くることには党をあげて賛成するもの  
でありますして、農村民主化のために、  
一日も早く協同組合ができるならば  
と願つておるような次第で、実は政府  
おいて提出してあるのであります。ま  
たこれと同時に、生活協同組合法案も  
おいて提出してあるのであります。ま  
が未だ一向にこれが審議されないので

あります。民主憲法の建前から言  
ましても、当然審議すべきものである  
と思ひますが、これまで、まことに遺  
憾にたえざる次第であります。

かよらなわけで、農民立党の趣旨  
の上からも、協同組合法案をつくる上  
におきましては、心より賛意を表する  
べきこと。

まず第一條でありますが、原案を「こ  
の法律は、農民の協同組織の発達を促  
進し、以て農業生産力の増進と農民の  
経済的地位の向上を図り、並びに  
農民の生産物の販賣、生産基準に関  
連するおそれがあること。  
その他團体行動をする権利を保障し、  
併せて國民經濟の發展を期することを  
目的とする。」と修正をするのであります。

その理由といたしましては、憲法第  
二十八條におきましては、勤労者の團  
結権、團體交渉並びに團體行動権が保  
障せられておるのであります。法律で  
定められた機關以外で一時的集團の行  
動が頻發する場合、社會的不安を惹起  
するおそれがあること。  
あらかじめ國家機關が交渉する相手方がないか  
ら、この法律が協同組合を農民の團結  
の機關として確認するならば、常に政  
府または行政機關はこれと交渉して、  
諸問題を事前に解決することが容易で  
あり、幾多の農民團体も、諸種の複雜  
多岐な折衝の必要がなく、農業協同組  
合一本の交渉で解決するのであります  
から、本法律案に絶対に明文化すること  
が必要であります。

かつまた、從來のごとき封建的農奴制にひとしき官僚独裁の農民政策を改め放するには、農民の團結権行使の機関が絶対に必要であります。もしまだ農業協同組合を農民の團結権行使の機關として法文に明瞭にしないでも、農民が協同の組織で團結権行使の機關であることを明らかにすべきであります。ゆえに、農業協同組合が十八條の労働者の團体機関であることを明らかにすべきであります。たとえば、すなわち農産物にいたしましても、公正な價格で生産物を出荷させ、物交を必要としない配給機関を生産者の組織体に取扱わすならば、百パーセントとか、割当とか、強権とか言わざとも、きれいさっぱりと出荷されるのであります。官僚や、これと行動をともにする政治家によりまして、農民は奴隸のごとくたまつければよいとの考え方から、今の未曾有の食糧問題があると言つても決して過言でないのです。國民の四分の一の質化もしく農民が、万事をなげうつて強度の勞役に従いつつも、なおかつ國民の食糧が十分できないのです。また一人で三人分の食糧すらもできないのです。飼く二千万の農民、その家族は、教養の時間もなく、新しい文化にも接し得ないでは、増産の研究も合理的な農法も、考える余裕が出来ません。ものではないのです。徳川三百

年の封建時代の武士に代るに官僚となりました。むち打たれ、酷使されつゝある農民たる農業政策では、いつまで経ても増収が確実にできるのであります。石、四石の生産ができるのであります。したがつて、農産物の正当なる價格の決定は、政府の力のみをもつては容り難いに行われがたく、その決定をして十分眞実ならしめんがためには、どうしても生産者たるもののが開拓により、その團体の協同の働きとして、生産者の内部からも行わなければならぬのであります。しかして、その決定に関しましては、生産者の間に十分なる道徳の力と、またこれを統制実行する有効なる組織の力との補わることを、必ずしも条件としなければならない。これが本農業並びに農村民主化の第一條件である。以上の觀点から、第一條の修正案は当然過ぎるほど当然なのであります。

連続によつて町長の承認を求め、選戦に臨まんとしていたのであります。が、何ら具体的な理由なく、しかも道の一商談課長が、この選舉の前夜に、農民組織の購買会の立候補の資本を、たゞた價報一本でなくせしめ、村を大混乱に陥れておる事実があるのであります。これ一官吏が少く、營利業者を助けるならば、かような惡辣に、農民大衆の自立的活動をまつぶ阻害しておるのであります。官僚権根を與えるならば、かような惡辣に、ことを平氣でやるものであります。これからみましても、本法案はきわめて自由自主的のものであるといふ趣旨の御説明にまつたく反し、農村民主化に大逆逕するものであります。

最後に、第九十三條の組合の監督官台あります。これは監事が行うべき事務、財産状況をいつでも検査し、不の疑いあるときは、監事は総会を招いて報告すればよいのであります。監督のときは、組合員が自立的になるべきであります。行政廳にやらせるることは、農民がまつたく官僚に隸屬することとなるものであります。そのための農村民主化をまつたく害するものであります。

以上の通りであります。私は協同主義原理による大幅の修正を必要とすると思ひであります。これをまとめて、私の討論を終える次第であります。

○議長(松岡駒吉君) 大島義晴君。

〔大島義晴君登壇〕

○大島義晴君 私は、ただいま上程られておりまする農業協同組合法案を、たゞた價報一本でなくせしめ、かような惡辣に、農村民主化に大逆逕するものであります。

農業協同組合法施行による農業團体の整理に関する件、この二つの法案に對しましては、委員長の報告に賛成するものであります。以下、いささか社會院を代表いたしまして、この賛成の理由を申し述べたいのであります。

農業協同組合法の制定は、農村解放の指令の如く沿いまして、土地の開放の裏づけといたしまして、併行せねばならぬ絶対的なものであります。その第一條に示すごとく、農村協同組合組織の発達を促進し、もつて農業生産物の増産と農民の經濟的地位の向上をはかり、併せて國民經濟の發展を期することをもつて目的とする、かようになります。よるに、農業生産の近代的發展と農業經營の合理化をはかり、勤労農民の轉落を防止するためには、金融、商業両資本の農村支配を排除いたしまして、生産、流通両面の事業の総合的効果をあげ、農民生活の確立を期されねばならぬのであります。同僚の議員諸君よも、農業協同組合は官僚の支配下に置かれてはならない、また政黨に利用されではなくないと御意見もありましたが、まつたくその通りであります。農村の大衆的な組織でなければ、農業協同組合の効果はないのであります。

かかる見地よりいたしまして、本案の内容を検討いたしまして、さらにその完璧を期するため、各派協同農業の、先ほど委員長報告の通りの附帶決議をいたしておるのであります。が、この附帶決議の内容につきまして、私は一、二註釈を加えてみたいと思うのであります。

事業に関連のある食糧管理法、酪農業調整法及び馬匹法その他許可認可を要する関係法は、農業協同組合事業の発展助長のため速やかにこれを改廃すること。これが第一項の附帯決議でありますが、こういふような農業協同組合をつくつてしまります上に、これらの法の関係が、必ずしも農業協同組合の発展を助長するとは考えられないのです。あるいは、これにブレークをかけるという感なきあたわざるものがあるので、かような附帯決議を附しまして、政府に速やかにこれらの関係法令の改正を要求しておるものであります。

第二点は、農業協同組合事業の達成をはかるため、金融の自主的確立に關し十分な処置を講ずること。これは先ほど北君も申されたとあります  
が、農業協同組合の連合会が、一方において事業を行うものは金融ができない、金融を行うものは事業ができないというような分離されておる傾向にあることは、この内容にはつきり感られておるのであります。しかし、これはやはり一題こういう形態をとつて、この連絡の密度によつて、この運営は少しも差支えなく運用されると考えておりますので、これを附帯決議に盛り上げたようなわけであります。

第三番は、農業協同組合事業の達成をはかるため技術員制度を確立し、併せて研究機関を設置すること。こういう点を入れておりますが、これは今の農業協同組合におきましては、技術員の制度といふものを認めておりません。また、これが研究機関を設置するということを認めておりませんので、今の技術員をそのまま採用するとい

第五番目は、政府は養蚕、畜産等、農業の各業種の健全なる発達をはかるため、本法施行にあたり特に育成の措置を講ずること。かようなことを入れてあるのですが、これは先ほど委員長の報告にも、薪炭の業務を営むものを分離すべきである、ある「はまた畜産の業務を営むものを分離すべきである」というような御意見があつたのでありますけれども、今後の日本農村が、多角的の経営と集約的の經營をいたさねばならぬ今日におきましては、こういふものを分離することは、決して農村の利益とは相ならぬのであります。しかしながら、北海道の一部においては、もつぱら薪炭の業務を営むものもあります。あるいは畜産の業務を営むものもあるのであります。かような例外的なものに対してこの法の修正をするということは、農業協同組合発達の上において、はなはだしく効果がない、ありますので、本法案はそのままといったしまして、附帶決議においてあります。

かような案に決定を見たのであります。第八番目は、農業團体解散にあたり、その資産の分譲については組合員の意志を尊重し、合理的かつ能率本位にその处分の途を講ずること。かような條件でありますと、これは同一町内に一つの農業協同組合でありますならば、議論はないのでありますけれども、もし、いくつかの協同組合ができ上つた場合には、これに対する資産の分譲をどうするか、また県連合会にいたしましても、その連合会が二つ以上でき場合におけるこれらの処置については、なかなか今後に問題が残されておりますので、この点については、少くとも組合員の意思を十分に尊重して、能率的に解決するよう」ということを申しているのであります。

ある、かよな意見から、こういふ附帶決議をつけたわけであります。

第十一番目は、設立権行使する代理人は組員たるべきこと。これは説明の要もなく、この通りであります。

第十二は、政府は農業協同組合の設立育成に關し積極的な援助を行ふこと。こういう條項を入れてゐるのであります。これがかつて農地の開放が行われますときに、農地の開放を中心としましたいろいろな機關が育成されたります。農地開放推進協議会、こういう機關が設立されました。よう、今回も、農業協同組合を徹底せしめるためには、農業協同組合推進機関を政府において設立し、これに要する予算等もありましようが、できるだけ政府はこれに助力を與え、田舎なる發展を期せしめるように、かよな條項を入れておいたのであります。

第十三は、農業協同組合法の運営上、加工場の新設、運搬業の開始等、官廳の許可を要する事項が多いから、主管廳は本件當上支障と見えな

第十四番目は、非出資組合に対しても、出資組合と同様に課税しないといふことを規定しているのであります。が、これは協同組合法の第四條に、出資組合に課税しない、ということは明文化しておりますけれども、非出資組合に関しては、税務署はかえつて課税するということを申しておるのであります。これは先ほど委員長の報告にもあります通り、委員会においても論議がありまして、政府は当然課税しないものと心得て、これを條文に入れなかつたというふことを申しておりますけれども、條文の上にこりいふ文字が使われております以上は、地方の税務課長の主張しております通り、非出資組合に対しましては、課税されても何らこれに抗弁する余地がないのであります。従いまして、第十四の附帯決議にこの点を入れて、これを阻止するようわれ／＼は考へてゐるのであります。

卷之三十一

う意味ではありませんけれども、この農業協同組合の内部にも、やはり技術的な指導を必要といたしますので、附帯決議に挿入いたしたような次第であります。

かのような意味合いを十分に取入れ  
いるのであります。

か、何とかこれに著処すべきであるといふ考え方をこの中に盛つたわけであります。

いより責任を負うこと。こういうことがあります。これは一つの例をあげてみますならば、できましたる農業協同組合が一台の自動車を買つて、その

1

て、かような意味合いを十分に取入れて、いるのであります。  
第六番目は、同一地域内に二つ以上の組合ができたときに、この双方に加入ができないよう、いわゆる二重加入を阻止する方法でありますので、これは今さら説明を申し上げる要もないと思うのであります。

第七番目は、農業会資産処分禁止について、監査官をなし、遺憾なきを期すること。これらに関しましては、八月一日に遡及して、この資産の処分を嚴重に監視すべしということを私どもは考えておつたのであります。が、各派の

か、何とかこれに着処すべきであるという考え方をこの中に盛つたわけであります。

第十番目は、公職追放令該当者たりし者は、農業協同組合の役員に就任させないよう処置を講ずること。こうしたことでもあります。これは今さら申しあげるまでもなく、公職追放令の該当者は、あらかじめ戦争推進者であつたのであります。こういう者を、新たにできる日本の民主的組織である農業協同組合の役員にすることは、かえつて民主化を妨害するものでありますので、こういう人々が農業協同組合の役員

いよう責任を負うこと。こういうことあります。これは一つの例をあげてみますならば、できましたる農業協同組合が一台の自動車を買つて、その農業生産物を運搬するといったましては、その自動車で運搬するにあたりましては、まず運輸省の許可を得なければならぬ。さらにまた地方長官の許可を得なければならぬといふように、二重、三重の監督がいつもおおいから、さつておりますので、これらの円満なる運用をいたしますために、監督官は一本となつて、できるだけ農村生活化の線に沿うて、これを簡易化して

新規の開拓地で、開拓者たる農業生産者としての立場から、農業生産の問題を論じる。

ある、かよな意見から、こういふ附帶決議をつけたわけであります。

第十一番目は、設立権行使する代理人は組員たるべきこと。これは説明の要もなく、この通りであります。

第十二は、政府は農業協同組合の設立育成に關し積極的な援助を行ふこと。こういふ條項を入れてゐるのであります。これがかつて農地の開放が行われますときに、農地の開放を中心としましたいろいろな機關が育成されたります。農地開放推進協議会、こういふ機關が設立されました。よう、今回も、農業協同組合を徹底せしめるためには、農業協同組合推進機関を政府において設立し、これに要する予算等もありましようが、できるだけ政府はこれに助力を與え、田舎なる發展を期せしめるように、かよな條項を入れておいたのであります。

第十三は、農業協同組合法の運営上、加工場の新設、運搬業の開始等、官廳の許可を要する事項が多いから、主管廳は本件當上支障と見えな

第十四番目は、非出資組合に対しても、出資組合と同様に課税しないといふことを規定しているのであります。が、これは協同組合法の第四條に、出資組合に課税しない、ということは明文化しておりますけれども、非出資組合に関しては、税務署はかえつて課税するということを申しておるのであります。これは先ほど委員長の報告にもあります通り、委員会においても論議がありまして、政府は当然課税しないものと心得て、これを條文に入れなかつたということを申しておりますけれども、條文の上にこりいいう文字が使われております以上は、地方の税務課長の主張しております通り、非出資組合に対しましては、課税されても何らこれに抗弁する余地がないのであります。従いまして、第十四の附帯決議にこの点を入れて、これを阻止するようわれ／＼は考へてゐるのであります。

• 100 •

やるべきかとしないことを區別してい  
るのであります。



〔内閣官房右衛門君登壇〕  
○内閣官房右衛門君 私はただいま上程されたました農業協同組合法案に對し、國民協同党を代表いたしまして賛成の意見を申し述べます。

私ども國民協同党は、多年協同主義を主張し、協同組合法案の制定に協力を続けてまいつたのであります。本

日にここに本法案が上程され、今までに協同組合法が成立せんとするは、われが党として、協同組合主義の徹底であり、まことに感概深いものがあるのです。第一條の目的を達することにより、わが農業の発展を期待して、また農村農業者の生活の向上を望み得るものと信じます。

從來わが國では、農会及び産業組合が、長い間農業者の権益を擁護し、農業技術の指導、資金の調達等に努力してまいつたのであります。が、戰爭中政府は、農業を一括して探求いたします。兩案とも委員長報告の通り決しました。(拍手)

二、三の所見を申し述べたいと思います。  
第一、政府におきましては、委員長の報告されました附帯決議についてあります。兩案とも委員長報告の通り決しました。終局いたしました。

二、三の所見を申し述べたいと思いま

れらの團體は感謝致りますのであります。

新たなる民主的な協同組合の活動による新日本農業の発達に大きな期待をもつて、本法運営にあたりましての

二、三の所見を申し述べたいと思いま

す。

第一、政府におきましては、委員長の報告されました附帯決議についてあります。兩案とも委員長報告の通り決しました。終局いたしました。

二、三の所見を申し述べたいと思いま

す。

万戸であります。従いまして、もし一戸当たり平均五人の家族を収容するものといたしましたならば、二千万人の国民が現在住宅難に苦しむことになるのです。おこのほかに、これら住

宅のなき者に対しても住宅の一部を提供

してある者も、また間接に住宅難に苦しんでいるものと見なければならぬことがあります。従いまして、住宅難のため苦しんでいる者は、都市、農村を通じる農業協同組合が、一部の野心家にして、眞に耕作農民のものでなく、ためにせんとする者に利用される結果となりました。次に、農業協同組合事業達成をばかりたるためには、金融の自主的確立に関し十分なる処置を講ずることが必要であ

ります。

一方の國民を養わんとするのであるとするならば、科学的技術を農業の中に取り入れ、最高の能率を上げなければなりません。そのためには、技術員制度を確立し、これが待遇を改善し、安心して農業指導に専念できるようにせなければなりません。さらに研究機關を整備いたしまして、新しき進歩せる科學技術の研究ができる、これが農業經營の中導入されるようになればなります。

以上の三點につき簡単に所見を申し

ます。

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り決しました。(拍手)

二、三の所見を申し述べたいと思いま

す。

農業協同組合の誕生を喜びつつ賛成の意を表するものであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は終局いたしました。

二、三の所見を申し述べたいと思いま

す。

農業協同組合の誕生を喜びつつ賛成の意を表するものであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り決しました。(拍手)

二、三の所見を申し述べたいと思いま

す。

農業協同組合の誕生を喜びつつ賛成の意を表するものであります。(拍手)

以上のことにつき簡単に所見を申し

ます。

二、三の所見を申し述べたいと思いま

す。

う程度でありまして、戦災者の住宅、あるいは水害者の住宅を解決する日は、あるいは四十年、あるいは六十年と言われておりますのであります。実に寒心にたえない状態であります。これでは、住宅難に苦しむ多数の国民の思想は動搖し、悪化し、あるいは激發するおそがなしとは言えないであります。

政府は、この住宅地獄を一日も早く解決せしめ、住宅地獄から発生する生産意欲の減退と家庭悲劇の激發を防止する強力なる施策を断行する必要があると思つてあります。これに對しい

かなる考え方をもつておられるかを、まず第一にお伺いいたいことは、戦前の都市住宅は、自己住宅が二割で、貸家が八割であつたのであります。この比率を現在必要としております住宅においては、ますますならば、自己資金で復興の可能と思われる住宅は、八十万戸であり、貸家によらなければならぬものが三百二十万户になるのであります。従つて、住宅復興対策を立てる場合には、自己住宅と貸家との間に何らかの問題があると思ひます。私の質問の二つにわけてお伺いしたいと愚ります。

まず、建築資金をもつておる者の住宅対策からお伺いいたしますが、資金をもつておる者から見た住宅復興の謹路は、建築規則と統制機構の欠陥であり、また官僚のセクショナリズムと非能率であると思ひます。臨時建築等制限規則は、不急不要の建築を制限し、その資材を緊要なる部門に振り向けるためにできた規則であると思ひます。しかるに、この規則を承

運用する官僚の多くは、法の精神をはき違え、法の本筋にとらわれて、堅要なるおるのであります。十坪、十五坪の小住宅を建てるにも、複雑なる手続が必要で専門家でなければ書くことのできない書類を要求しておるのであります。この書類をつくるだけでも、千円、二千円の莫大なる代價料がかかるのであります。その上、建築許可は早くとも半年、長いのになると一年以上かかり、その間に資材は暴騰する。

資金は不足するで、せつかや許可がつたときには建築ができなくなつてしまふたという例が、枚挙にいとまのないほどあります。

しかるに一方におきましては、大臣の自動車の車庫や喫茶店のような不急不要の建物は、相当建築されておるのであります。(拍手)現在建築されつある建物の多くは、一部の顕役と官僚の結託によって許可されておる不正建築が、多數を占めておると言われております。(拍手)現在建築されつあるのであります。眞に住宅難に泣く者

の建築は、ほとんど許可されていないのであります。建築規則は一部顕役と官僚の利益のためにつくられておる規則であるとお見えます。

現政府は、産業の社会化、産業の國營化を標榜する社会主義政黨を中心とし、また今次の総選舉に際しては、國營による庶民住宅の大規模建築を公約し、第一党をからだたる社会党中央の内閣であります。従つて私は、内閣の性格からいっても、また公党の面目から

出でないのは、了解に苦しむであります。社会主義なり社会政策なりの長所は、民間の私企業では成り立たないもの、あるいは成り立つとしても、私企業でやることは公共の目的に反し、あるいは大衆の利益に反するものを、國營でやることであります。従つて、庶民住宅の復興の場合は、私企業では絶対は成り立たないものであります。しかし、産業再建の前提をなすものであり、また民生安定のかぎをなすものでありますから、政府は最初に庶民住宅の國營問題を取上げなければならぬと思うのであります。

しかし現政府は、私企業の形態で最も成り立つておる炭鉱の國營問題などを最初に取上げ、政府の運命を賭し、全精力を集中しておるときは、國家政策の緩急順序を誤つておるといわなければならないと思うのであります。

(拍手)政府は、炭鉱の國營に全精力を集中することなく、國民大衆の熱望しておる庶民住宅の國營に全精力を打ち込み、あらゆる困難を乗り越えて断行すべきであると思うのであります。政府にその意思があるかどうかを承りたいと愚ります。

最後にお伺いいたいことは、終

戦直後、國家は厖大なる緊急土木事業を行つたのでありますが、その際いわゆる突貫工事と称され、企業者と政府との間に、完全な請負契約あるいは単價等の未決定の部分が相当あつたと聞いておるのであります。それを最近

いつても、組閣と同時に、國有國營による庶民住宅の建設を強力に断行するのであります。従つて私は、内閣の性質からいっても、また公党の面目から

出でないのは、了解に苦しむであります。しかし、この点に関する政府の所信を承りたいと愚ります。

なお、自己住宅の復興を促進するためには、長期低利の資金を貸し付けて、年

に三千戸で打切つたと聞いておるの

あります。しかし、これは事実であるかど

うかを承りたいと思うのであります。

もし事実であるとするならば、この大

水害によつて、國家負担による住宅が三千戸ぐらでは、この災害を復旧す

ることは断じてできないと思うので

あります。

政府は、総額負負金額から二割ある

いは、三千戸で打切つたと聞いておるの

あります。しかし、これは事実であるかど

うかを承りたいと思うのであります。

三割を一率に打切るというようなこと

を聞いておるのであります。事実で

あるかどうか。また打切るとするなら

ば、総体的影響を及ぼす。それとも個々の

事業について、合理的觀点に立つて個々に打てるかを承りたいと思うのであります。

以上七つの点について、政府の誠意ある御答弁をお願いいたします。(拍手)

〔國務大臣片山哲君登壇〕

○國務大臣(片山哲君) 大だいま田口君より、住宅政策につきまして御抱負、後の國民生活の向上をはかるためには、住宅問題に重点を入れまして、諸君と同様何とか復興を一日も早くいたしたいと考えてゐるのであります。特に毎日戰災の跡を見まし、氣の毒な方々に對しましては、安んじて家庭生活の安定を得られるよう努力いたしているのであります。何分にも現在の財政状態では、思う通りの施策を十分行うことができないということは、はなはだ遺憾であります。田口君自身も十分に御了承のこととと思うのであります。目下、戰後の財政を立て直して、ほんとうに産業復興ができるような素地を一日も早くつくりたいと考えてゐるのであります。大体のめやすがつきましたならば、積極的に國民生活に関する部面に向つて乗り出したいと思つております。

勤労大衆の住宅問題、特に労働街における衛生あるいは道義問題等を考えまして、大衆の公営住宅問題には積極的政策を樹立いたしまして、諸君に御協議、御審議を願いたいと考えておるのであります。國営住宅問題につきましても、私どもは多年考えておる

ところでありまして、個々に借家業を營む人々にこれを任しておくよりも、

國家がこれを取上げまして、住宅の公

営政策を積極的に行いたいということを考えておるのであります。この点におきまして田口君が、國営住宅問題一

か今後におきましても、眞に國民の生

活を幸福ならしめるために、國民の利

益を向上せしめるために、國家が仕事

をしなければならないという点につい

ても、同様の思いをいたされんことを希つております。

○政府委員阿部美樹志君登壇 お答え

いたします。ただし、まいりく御質問がございました。またいろいろの点にお觸

れになりまして、一應こもつともの点が多いのであります。私から、やや詳

細にわたりまして御答弁申したいと思

います。

第一、今日まで御説のように、戰災地の復興住宅はなか／＼進みませんで

した。過去二年間におきまして建設さ

れました戸数が約七十一万戸であります

して、そのうち五十九万戸が住宅であ

ります。従つて過去におきましては、平均約三十万戸程度年々できておつたことになるのであります。これに対し

まして、戦災のために焼失その他滅失

いたしました家、及び戦時中抑制され

てまいりました家屋の数が、御承知の通り、現在建設になりました数を除き

まして、まずお語りいたしましたのが、石炭に関する國家管理案であるとい

ふます。先ほど申し上げましたように、

初年度におきましては、木材、資

金の関係上、十分なる復興建設ができ

ないことは、きわめて遺憾でございま

す。

次に、臨時建築規則の御質問であ

りますが、これにつきましては目下研究

いたしまして、できる限り簡易に、

かつ迅速に許可認可ができるようにな

ります。

それから最後に、契約關係におきま

して三割を天引するのではないかとい

うような御質問であります。ただ

いま復興院の關係であります工事に

対して、極力調査をいたしてお

ります。しかし、千篇一律に三割とか、ある

いは二割五分というようなカットイン

ダをやろうといふ考えもつていい

のであります。きわめて合理的なペー

スの上に立つて、資材費、労賃その他

を研究いたしまして、合理的な節約を

はからうとしておるのであります。こ

れは最初の契約が概算契約であります

た關係上、そういう指標をとらなければ

ばならぬような実情にあるのであります

ては、まず建設院で進みたいと考えておきます。しかし、事務の取扱い、能率の増進については万遍無なきを期し、建設省と同様の働きをこれによつていたしたいと考えておるような次第であります。以上、お答えに代えたいと存じます。

○政府委員阿部美樹志君登壇 お答え

いたします。ただし、まいりく御質問がございました。またいろいろの点にお触

れになりまして、一應こもつともの点が多いのであります。私から、やや詳

細にわたりまして御答弁申したいと思

います。

將來の計画といたしましては、來年度三十五万戸、翌二十四年度には三十七万五千戸、四十六万戸、四十二万戸、四十万戸といふぐあいに年々増加いた

ります。従つて過去におきましては、十四万戸であります。五年間に約二百万戸、次の十年間に約四百六十万戸ほどになります。

ですが、合計十五年間に約六百八十万戸ほどの建設をいたしたいと存ずるのであります。先ほど申し上げましたよう

に、初年度におきましては、木材、資

金の関係上、十分なる復興建設ができる

ないことは、きわめて遺憾でございま

す。

次に、臨時建築規則の御質問であ

りますが、これにつきましては目下研究

いたしまして、できる限り簡易に、

かつ迅速に許可認可ができるようにな

ります。

それから最後に、契約關係におきま

して三割を天引するのではないかとい

うような御質問であります。ただ

いま復興院の關係であります工事に

対して、極力調査をいたしてお

ります。しかし、千篇一律に三割とか、ある

いは二割五分というようなカットイン

ダをやろうといふ考えもつていい

のであります。きわめて合理的なペー

スの上に立つて、資材費、労賃その他

を研究いたしまして、合理的な節約を

はからうとしておるのであります。こ

れは最初の契約が概算契約であります

た關係上、そういう指標をとらなければ

ばならぬような実情にあるのであります

す。

以上、簡単であります。お答え

たします。(拍手)

○政府委員(小坂善太郎君登壇) 御質問

中、大藏当局に関する事件についてお

答え申し上げます。すでに財務省に

関する問題に関して、復興院経費から

も述べられたことが多いのであります

から、私は簡単に趣旨をお答え申し

上げます。

第一点は、住宅復興金庫といふもの

を早急につくる必要がありはしない

か、これについて財務省はどう考

えておるかといふ御質問であります

が、私どもは、これが緊急に必要であ

るということは認めます。しかしながら、これと同時に、庶民金庫あるいは

恩給金庫といったようなものを包含い

たしまして、さらに大きな構想のもと

な考え方で、目下研究をいたしております。

第二点は、緊急土木費の單價切下げ

の問題であります。これは御存じ

のように、昨年御協賛を願いました法律

第六十号によりまして、大蔵省といた

しましても、これを査定するといふこ

とに至つて、この立派をいたしました。これ

たしてみますと、また減額し得る余地

があると認められる契約がかなり多い

のであります。そこでこれを、復興院

に基いて改訂するといふような措置をとつておる向きもございます。しかし

ながら、これを何も一率に天引きし

て、頭から二割をとつてしまつという

ような考へであるわけではないのであ

ります。以上をもちましてお答えとい

たします。

○議長(松岡義吉君) 教育問題に関する緊急質問を許可いたします。

米田吉盛君。

(米田吉盛君登壇)

○米田吉盛君 大胆に、文教問題

について質問をいたしたいと思いま

す。詳細な点は委員会に譲りまして、

特に重大と思われる問題について、總

理大臣、文部大臣、その他関係の大臣

に質問をしたいと思うのであります。

わが國は、今や文化國家としてす

ることに容易ならぬ大事業なのであります。

その出発を始めたのであります。こ

のことは、言うはやく、これを実行

し、これに成功いたしましたことは、ま

ことに重大な大事業なのであります。

しかしながら、この無理も、眞理と眞

悟と用意とが要るのであります。この

ために、画期的学制の大改革が断行せ

られまして、その出発にあたり、第九

十議会におきましては、文教再建に関

する決議案が上程せられまして、教育

の尊重と教育の独立、政治における教

育の優先が議決せられたのであります

ために、いろいろとその後に精算をい

たしてみますと、また減額し得る余地

があると認められる契約がかなり多い

のであります。そこでこれを、復興院

に基いて改訂するといふような措置を

とつておる向きもございます。しかし

ながら、これを何も一率に天引きし

て、頭から二割をとつてしまつという

ような考へであるわけではないのであ

ります。以上をもちましてお答えとい

たします。

○議長(松岡義吉君) 教育問題に関する緊急質問を許可いたします。

吉盛君。

(吉盛君登壇)

○吉盛君 大胆に、文教問題

について幾多の努力が拂われたのであ

ります。しかし、未だ見るべき解決

に達しておらないのであります。ため

に、教育界はかつて見たことのない大

筋との了解を得たとか、そうして追加

予算の通る見込みがついたとか、ある

が、ぐらついたとか、こういうことを聞

くのであります。御奮闘のほどは

の総合的見地からも、資材・資金各方

面にわたつて、確たる年次計画を立て

て断行すべきであると私は思うのであ

ります。そうではなく、今年は八億

円まで、追加予算は十四億だ、そのときの

伴う大事業は、実施に先立つて、國政

混亂に陥つておるのであります。六・四

三制にいたしましても、初年度百億近

く大体要るであろうといわれておつた

予算が、わずかに八億で、しかも何ら

の準備なくして、いわば非教育的態度

で強行せられましたために、この無理

が今日全國民の上に悩みとなつて現わ

れておるのであります。父兄は寄附の

割当に、町村は財政の不安に、生徒は

校舎や教科書に悩んでおるのであ

ります。

六・三制の実施という大事業を、大

事業

なります。

しかし、

おきまし

ておるところであります。この健全財

政のところへ、あとから

おびた

だしい文教費が出来ますれば、これが原

因となりま

して、インフレはだん／＼

昂進するとい

うことが実情なのであります。

しかしも一面においては、インフレ下

におきまし

て健全財政を余儀なくされ

ます。

ゆえに、かよくな算定を

立てた

ところ

であります。

しかし、

おきまし

ておるところであります。この健全財

政のところへ、あとから

おびた

だしい文教費が出来ますれば、これが原

因となりま

「その通り」もとより、かかることがあります。國の内外に及ぼす影響を考えましたと  
きに、にわかに賛成するものではないのであります。しかし中止をせなければならないのでは  
ないかと私は思います。「ヒヤ／＼」  
國は常に文化國家を口になさる。私は、この点に関して特に總理大臣の御  
所見も承りたいのであります。(拍手)  
文部大臣は、まだしば／＼生徒教員に対しても、敗戦日本の現状に徹し、  
乏しきを忍び、難きを行ひ教育せよとい  
う意味のことを仰せになつておる。  
大臣は常に彼らは光明を求めるであります  
教育の現状では、学用品もない、校舎  
もない、教科書もなかなか來ない。しかも、教育費の予算がこういう状態  
で、どこに彼らは光明を求めるであります  
ましよう。戰爭の末期に、東條總理大  
臣は、國民に竹槍戰術を説かれました。  
た。文部大臣のこの乏しきを起ぶ教育  
論も、時代は變りますが、私は竹槍  
戰術であると断じるのであります。  
(拍手)萬人を納得せしめ、これを率い  
るゆえんではありません。當局は自己の  
無力を生徒や教員に轉嫁するものであ  
ると思われても、いたし方がないので  
あります。しかしこれは、口で消  
費するだけのものを、手で生産いたし  
ますれば、生活は安定するのであります  
。さらには消費する以上のものを生産  
いたします。

すれば、生活は向上するのであります。から、わが國の人口は、消費の主体としてのみ考え、生産の主体としてこれを活用せなければならぬことは明白であります。(拍手)單一民族として世界第三位にあるわが人口こそ、戰後に魂されたる唯一最大の希望であります。

食糧難に今日直面しております。食糧の増産が叫ばれるのは当然であります。それだからといって多數國民が農民に轉じ、山の頂きまで開墾し耕作をするということは、農業技術としては可能でありましょう。しかし、かかる條件下での生産は、コストがかさんで、農民自身にとつても、國家にとつても不經濟極まる話であつて、笑うべき基本國策は、適正人口を農村に留め剩人口はあげて工業に就かしめ、日本人のもつ器用さを活かすべきであります。このことは、日本と同様な小さい島國で、人口の多いイギリスの例に倣するも、また明らかであります。

かくいたすにつきましても、日本人一人当たりの生産力は、ドイツ人一人に対するして六分の一だそうであります。アメリカ人の十分の一だといふことでもあります。それほど劣つてゐる生産力であります。この國民に、生産の主体として十分なる能力を與え、科学と技術を授けなければならぬのであります。その方策も一に教育によるのであります。また國民の教養いかんによつては、無責任と分裂解体と弊を包藏するといわる民主主義をして眞に成功せしむるものまた教育にあるのであります。しかもこのことたる、心だにあります。あらば、われらが自力によつて実現し

得る問題であります。ややもいたしますれば、食糧問題、インフレ問題等、衣食住の問題は常に先に考えられ、文教の問題は目に見えないものでありますから、あとに忘れられがちであります。そして、一見汪遼な第二義的問題のように考えがちでありますけれども、文教問題こそ生息政策なのであります。この過去の態度が、今日無用にわれ／＼を苦しめておる。それは過去のかかる原因が一半の原因であると考えるのであります。マックス・ウェーバーの言を借りて云ふまでもなく、労働者の賃金値上げは、文化の高い國民ほど責任感が増してきて、能率が上るということでありります。文化の低い國民は、賃金が上りきりをすると安心して、三十日働くところはくるのも、教育を等閑にして求めることが誤りであるということが明らかになつたのであります。(拍手)

しかもこの教育は、今必要になつてからといつて、思つてこれをやめてしましても、間には合わぬのであります。不斷に努力の継続をいたしまつすることが必要なことは、いまさもなく無る必要があります。だから申して、私は一國の財政を無視してまで文教一点ばかりを主張するではあります。しかし、ないから出さない、健全財政だからやらない、こういうことは、イーザー・ゴミングであります。賢明な政治ではありません。余裕がでてきてからやつてよいものと、何が何で最も限度今やらなければならぬものも

とを混滑することは、この際許されないのであります。日本はすでに新理緒に向つて出発たのであります。このときの施政考者は、小業的でなく、財政をくふらしもつて少くとも最小限度の費用の捻出をなし遂げ得る熱と手腕が期待せねども私は想うのであります。基本国策等でありますところの文化國家建設と併全財政の調和点は、今日の場合、單なる事務的立場から決すべきではないせん。

片山總理は、本國会の勝負におきまして、その施政演説をなされ、銀行問題に論及せられ、金融が産業の主人となつてはならぬ、金融は産業に從事すべきものであると言わたった。國政においても、財政が國策の主人公となつてはならぬといことは、けだし同様であると思つてゐるのであります。今までを教費を惜しんだために幾多の損失を被つて、その対策に惜しんだ以上の國費を使つてゐるのであります。生産不振の素因も、犯罪増加の原因も、教育による経費も、犯罪のための警察や刑務所や裁判所等の経費も、文教費との間に深い関連をもつておるのであります。凡夫は病氣になつて苦しんだあげく費用を使つ人と、病氣にならぬ前に予防の爲めに費用を使つ人があります。凡夫はえ前者を援むのであります。

口に教育を認める者は多いのですが、しかし、文教の價値を正しく判断することは、人によつて違うのであります。文教の責任者は、この誤りをなきことを私は特に希望するのであります。

次は新制高等学校であります。中等学校を原則として高等学校に移行するということは、これは教育の普及民主化のために結構と存するのであります。それから定期制の高等学校、これは青年学校を充てるということでありますが、その青年学校の多くは、すでに新制中学校に轉用せられたものもあります。また青年学校の性格と監修と高等学校のそれは、大いに異なるのであります。明年度に実施せられる高等学校が、明年度ただちにこれが一年から三年まで完成するのであります。そのときあたりまして、すでにどの程度の用意ができるか。その点を具体的に伺いたいのであります。

次は新制の大学の問題であります。が、四年制度の大学一本建でいくのか、三年制の大学をも認めるのか、二本建でいくのか。文部省の一部には、三年制をも認めた御意向のあるようになります。しかし、さようなことが本建でいいのか、文部省の一部には、関係筋の了解を得ることができるのであります。大學は二十四年間に実施するといふので、のんきに構えておられるのであるかも知れませんが、大學の本質に鑑みまして、その準備は一年や半年ではだめなのであります。新制大学が横すべりの制度でもある場合には、実施と同時に完成いたしまするから、早く御決定にならないと、六・三制の二の舞を躊躇むと同様になると私は思つてあります。この点について、いつもおよそこの問題を御決定にならぬか、早急に御発表を願いたいと思うのであります。

10. The following table gives the number of hours worked by each of the 100 workers.

止になる。その多くのものは大学だらかなんとして、宣伝を問わず、同窓生その他に呼びかけて、寄附の募集を盛んにしております。これに対し文部省は、無理な寄附はまかりならぬとの達しを出しておられます。もとへ学校省では、無理と知りつつ、好み寄附に着手しているのであります。文部省に頼つていたのでは不安だからこそ、官立までがやつておるのであります。また専門学校が理想的な大学になるためには、その寄附の全金額も相当無理難題にならざるを得ません。この際際無理な寄附募集はやめて、文部省のねつしやる通りにしておつて、大學になれる方法があつましようか。もし大学になれなかつた場合には、文部省はどういう責任をとるお考えをありましょうか。

次は教員養成の問題であります。が、教育が教員にあることは、いまさら申すまでもありません。新制度の整備に伴い、教員養成の発足は当然前者に先行すべき問題であります。それにもかかわらず、この問題は旧のままに放置されております。学藝大学という、師範学校に代るべきものをおつくりになるか、それも各府県におつくりになるのか、数府縣に一校をおつくりになるのか、あるいは一般の大学の卒業生を採用せらるのか、これらについて開保局との詰合の解決はどういうふうになつてしているのでありますようか。これがきまらぬために、各地方の師範学校からば、学藝大学への昇格運動として國会に請願が殺到しておるのであります。

拂いであるところの授業料の收入の預金を、第二封鎖として一般資本家同様に取扱われた。その解説が許されたものは、わずかに六つの私立大学のみであります。私学唯一の財源であります寄附の募集については、嚴重なる官廳合に、その寄附者に対して税金を課せられるということになつておるのであります。

かようじに意識的か無意識的かわからませんが、八方にわたつて私学の發展は阻害せられてきた感があるのであります。(握手)このために、わが國の私学の多くは財力において官學に劣つてゐるのであります。加つて、職業による喪失は五十万年に達し、戰後にかかるインフレと相まって、今や私学の存立は危ぶまれるに至つておるのであります。教育の民主化と機会均等が叫ばれることの重大なる今日、國家教育の半ばを担ひます私学の振興こそは、新しき國家目的実現の大前提でなければなりません。國家が財政難であればあるほど、私学の活用にまつことがあります。

この場合、衆議院の議員諸君の御賛成になつた教育金庫法案が、健全財政のあらしのもとに提出不能になつたことは、民主國家開拓があつて一大痛恨事であります。開築者の一人として慚愧にたえないところであります。しかし、法案の提出は不能になりましても、私学教育の必要性は寸毫も緩和されません。ございません。文部大臣、大藏大臣は、これに対してもいかなる

対策を用意せられておるのであります。ようか、それとも何らの対策なくして、私学を見殺しにせられるお考えであります。しかし、聞くところによりますと、預金部で融資をする、どういう一説もあるのです。たゞしてそれが相当細において可能であります。うか、もし可能であるとすれば、どういう手続をとるべきか、大体のことをお示し願いたいのです。

以上、文教の國政上における地位は、依然として現実には軽んぜられてゐる。文教の政策の綱要是、教育界を昏迷ならしめておることを力説いたしまして、總理大臣、文部大臣、大蔵大臣等の明確なる御答弁によつて、本議場を通り、廣く國民の苦惱を解決したい所存であります。(拍手)

〔國務大臣片山哲君登壇〕

○國務大臣(片山哲君) ただいまお述べになりました教育の尊重、文教の刷新、財政上の面において文教費の増大を計画しなければならない、こういう御意見については、どもつとまと存じます。私どもといたしましても、文化國家建設のために教育に力をおきまして、眞に次代の國民を文化的に育て上げいかなければならぬといふ點については、米田君と同様であります。しかし問題は、その根本觀念よりも、今日においては實際政治の上にどれだけこれを実現するか、事務的の問題も伴つてまいりますし、施設の問題も伴つてしまりますし、財政上の面において、どれだけの施設が文教のために割かれるか、どういうような具体的な問題になつてくると思うのであります。

目下政府といたしましては、予算の審

議中でありますて、近く諸君に追加予算を御協議し、御審議をお願いする所とになると存じますので、そのときには、十分数字の上において御審議を願うを得ることと存じます。

できるだけ財政を正面にいたして、文教方面に費用を出したいと考へておますが、二つのやり方が出ると思ひます。米田さんの申されましたように、十分できるまで待つて、あるいは十分用意があつたときに一時に相当備わつた施設をいたしまして、文教専門を政治の上に、また実業問題に現わしていくといふ一つのやり方と、はなはだ苦しい財政をやりくりいたしまして、いくらでもできる面からやつしていくといふ、小出しであります。が、漸進主義のやり方と二つあると思ひます。且つわが國は、御承知の通りの財政窮屈の状態でありますて、財政上の面から者えてみまするならば、一時に相当備わつた、完備した施設を、六・三制なら六・三制といたしましてやることは、はなはだ困難であります。それでありますから、財政のやりくりをいたしました。面をいたしまして、できるだけの数额をその方へまわしまして、いくらかでもできる面からやつしていくという、漸進的なやり方をとらざるを得ない状態になつておるのであります。それでありますから、予算の数字を照らしてみますれば、よく御了解願えると存じます。

問題は、一部の問題に片寄らないで、全般の問題を考えいかなければならないのでありますて、たとえてみまするならば、千八百円のベースの問題につきまして、また米價の問題につ

きまして、農民の立場、消費者大衆の立場、國家財政の立場、全般の問題をいたり合わせて、いかないことは、祖国再建はできないのでありますから、國政府としましては、眞直の、何らの虚飾なく、率直な心持をもちまして、これだけの財政で、これだけの仕事をやつしていくより今日はやむを得ないものである、こういうことを國会にも説明をいたし、國民大衆にもよく知つてもらいまして、心持ははやつておるのでありますけれども、遺憾ながらこの状態であるということを十分御了承願いたいと存じておるのあります。

なお私は施政方針で、金融の産業に対する先行はいけないということを申したのを例にとられまして、財政が教育の先行を行なうことはおもしろくないといふ意見もありましたが、これは少しい例にはならないと思うのであります。財政は、國家全般の施設なり事業なり、各方面的問題を十分に考慮に入れまして、そしてそのバランスをとりつつ、産業、金融あるいは経済、國家財政全般をいたり合わせて、國家が健全部に立ち直ることを念願しつゝ進むのでありますから、どうも苦慮しなければならない点であるということを十分に御了承願いたいと存します。

政府といいたしましては、文化政策に最も力を入れております。文化國家建設のために教育問題を最重要に考えておられるのであります。教育問題を解消すればそれでいい、こういふふうに具体的な食糧問題だけを解決しようといふふうに、偏頗的に考えてはおりません。総合的に全般の問題を考慮いたしておるのでありますから、何とぞその点は十分に御理解賜わりたいというふうに、切にお願いする次第であります。これをもつて答弁にかえたいと存じます。(拍手)

策でありまして、六・三制は、この学制改革の急所であります。それでありますから政府は、いろいろな困難がありますけれども、この新しい新制中学を困難の中にも盛り立てていただきたいといふ觉悟をもつて、追加予算の審議にあたりまして、三十一億の中央・地方の予算を含めたものを、実は内定いたしましたのであります。これはしかし、そのときの行き当たりばったりではなく、年次計画に基きましたその一端の最小限度が現われておるのであると御了承願いたいのです。これは確かに、過般の想入理尽る水害が起りましたが、その他の理由で、資材等に需要の増加がありました。かような事情から、追加予算の問題を再検討いたしつつあるのであります。しかしながら、新学制の問題、殊に六・三制の問題につきましては、全国において両院、殊に本院においての皆さんの強い御支持もあり、また地方團体、父兄方、先生、生徒、輿論の強い支持もあるのでございまして、私どもは最善を盡して、この学制改革の急所が完全に行われるよう努めていきたいと存じております。

第二の御質問は、高等学校並びに大学に関するものであります。が、高等学校は来年度から行うことになつてしまして、高等学校の設置基準もできておりません。ただ、これがあまり完全な基準でありますと、学校を急速につくつっていく上にいろいろの障害も起るおそれがありますので、これを暫定基準といきました。これによりますと、今日ありまする中学校、女学校等、特別に悪いものを除いては高等学校になり得るであろうと思われるのです。この全日制の高等学校と並んで、勤労青年に対しては、働きながら勉強できるいわゆる定時制の高等学校のことを、米田君が御質問いたしました。そこで私は、私どもは重点を置いて考えておるのであります。ただ、この定期制高等学校につきましては、御注意のあつたように設備が完全いたしましておりませんので、ある点國庫の補助も必要であると存ぜらるるのであります。私どもの希望いたしております

ところは、一時に完全なものを各地方につくるということはできませんけれども、まず発足点としては、本校が一千、分校が三千くらいできればよい、いかようにして、漸次発足をしていくのか存じております。

大学は二十四年度からできる予定になつておるのであります。その設立基準は大体できておりるのであります。これには大学設置委員会といふものを中心らえまして、それに諮問しまして、その判定によつて認可するということになるのであります。しかし、これは急に高い基準の大学を一時につくるということについては、無理も起るという心配から、私どもは三年制の大学ということを考えまして、自己下関係方面とも相談をいたしておる次第であります。いずれ一定の結果を得ましたら、できるだけ早い機会に御報告いたしたいと存じております。

なお専門学校につきましては、昇格のためにむりな寄附がある、といふことも、ときには承つております。するが、むりな寄附はまことに遺憾であると存じております。できるだけ、そういうことでなく昇格が行われるよう、従つて大学におきましても、高い基準を二十四年度から直接に課すというのではなく、暫定的なものも考へ、なお二十四年度からすべての専門学校が一時に大学昇格するということではなく、漸次準備整うたものから進んでいくよう、さらに場合によつては、先ほど申しました三年制などいろいろなもの、経過的には認められるような方法をもちたいと存じておる次第であります。

教員の養成の問題につきましては、これは新しい学校の制度におきましては、制度と施設とともに、よい先生ができるのではないか、その効果をあげることができないでは、その効果をあげることであります。そこでは、教員の養成ということになります。そこで、特別の注意が拂われなければならぬのあります。教員養成につきましては、教育刷新委員会の答申に基きまして、三つの方法が実はあげられておるのです。第一は、教員養成を主とする学藝大学を卒業したものであります。

あります。かような意味におきまして、いろいろな点で私学が健全に育つような基礎が、國家の前途とは別に、他の方法で積極的に考えられることが、目下の施策としては一番適切なのであります。私どもは、私学の運営をなすうつておる方々とともに、この問題を考えていくたいと思つております。さあ、あつた、御指摘になつた学校寄附金の免稅等の方法も一つであります。が、その他、今日の内外の事態から許されておるところの方法によつて私学が振興していくことを、私ども教育の民主化の上から、心から願願しておる次第であります。

かようにして、多くの問題に当面しておるのでありますけれども、日本国民は、この危機のうちに力を協して新しい日本が立つていく根本の道が教育であるといふ認識のもとに、あらゆる努力をいたしておるものであります。どうかこの努力がよき実を結ぶようにと、私は文教の責任の地位に立つて、おるものとして、心から願願しております。(拍手)

○議長(松岡義吉) 次会の議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散会いたします。(拍手)

午后五時十七分散会

出席國務大臣  
出席政府委員  
農林大大臣  
厚生大臣  
文部大臣  
外務大臣  
內閣總理大臣

○謹賀（松岡義吉） 次会の開催日は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散会いたします。（拍手）

と、私、文教の責任の地位に立つて、おるものとして、心から念願しておる次第であります。以上、お答えたまます。(拍手)

しい日本が立っていく根本の道が教育であるという認識のもとに、あらゆる努力をいたしておるのであります。どうかこの努力がよき実を結ぶように

りから。心から感謝しておなじくおどりかよるにして、多くの問題に当面しておるのでありますけれども、日本国民は、この危機のうちに力を發せて頑張らなければなりません。

の免賛等の方針も一つでありますか。その他、今日の内外の事態から許されるところの方針によつて私学が振興していくことを、私たちも教育民主化の立場からおもつべきことではある次第であります。

ります。私ども、私学の経営をなすつておる方々とともに、この問題を考えていいきたいと思つております。また、御指摘になつた学校寄附金についても、

あります。かような意味におきまして、いろいろな点で私学が健全育つような基礎が、國家の補助とは別に、他の方法で積極的に考えられることが、目下の施策としては一番適切なのである。